

令和 7 年度

教育・保育関係行政説明資料

群馬県生活こども部
こども・子育て支援課

令和7年度教育・保育関係行政説明 資料一覧

○群馬県生活こども部こども・子育て支援課関係資料

資料番号	資料名	担当係	お問合せ先
資料1-1	令和7年度保育係関連主要施策について	保育係	027-226-2626
資料1-2	保護者連絡アプリ・感染症システムのデータ連携について		
資料1-3	こども誰でも通園制度について		
資料2	保育充実促進費補助金（低年齢児保育）事業の改正について		
資料3	令和7年度の公定価格について		
資料4	子ども・子育て支援情報公表システム「ここdeサーチ」について		
資料5	保育所・認定こども園の整備事業について		
資料6-1	教育・保育施設等における事故報告について		
資料6-2	【別添1】教育・保育施設等事故報告書（ver.5）		
資料6-3	【別添2】報告ルート		
資料6-4	「教育・保育施設等における事故の報告等について」における意識不明事案の取扱いについて		
資料6-5	事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン		
資料6-6	ガイドライン【事故防止のための取組み】		
資料6-7	ガイドライン【事故発生時の対応】		
資料7	認可外保育施設の届出・令和7年度に係る連絡事項について		
資料8-1	令和7年度資質向上研修実施計画		
資料8-2	幼稚園教諭免許・保育士資格の更なる併有促進について		
資料9	地域子ども・子育て支援事業について	子育て支援係	027-226-2622
資料10-1	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）について		
資料10-2	令和7年度こども家庭庁当初予算案		
資料10-3	教育・保育施設等における事故の報告等について		
資料10-4	児童福祉施設等における業務継続計画等について		
資料10-5	放課後児童クラブ等における安全計画の策定に関する留意事項等について		
資料10-6	バス送迎の安全管理		

○群馬県関係課からのお知らせ

資料番号	資料名	担当課	お問合せ先
資料１１	令和７年度私立幼稚園関係予算について	生活こども部 私学・青少年課	027-226-2143
資料１２－１	子育て講座「ほめトレ」について	生活こども部 児童福祉課	027-226-2628
資料１２－２	ほめトレ_パンフレット		
資料１３－１	里親制度について		
資料１３－２	里親リーフレット		
資料１４	紙芝居・動画「しってる？食物アレルギー」	健康福祉部 食品・生活衛生課	027-226-2421
資料１５	動画・リーフレット「乳児期の食物アレルギー」		
資料１６	保育所・認定こども園の指導監査について	健康福祉部 福祉局監査指導課	027-898-2726

○関係機関からのお知らせ

資料番号	資料名	担当機関	お問合せ先
資料１７	日本赤十字社群馬県支部出張講習のご案内	日本赤十字社 群馬県支部 事業推進課	027-254-3636

令和 7 年度 保育係関係主要施策について

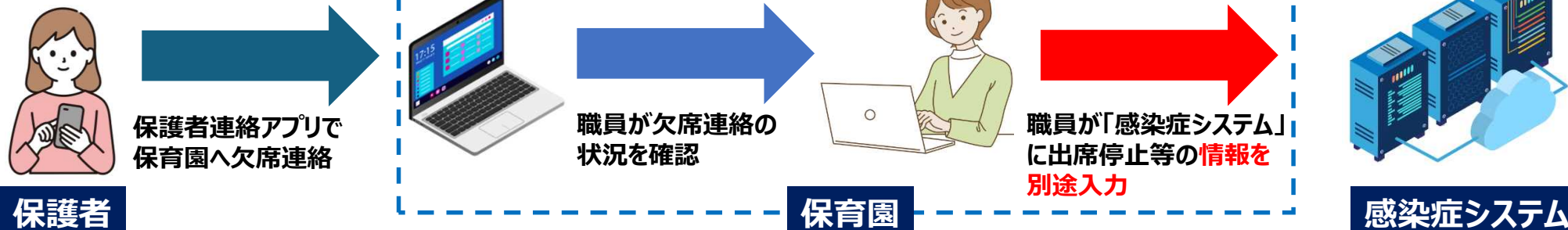
事業名 (事業発足年度)	予算額、 補助率等 (単位:千円)	実施主体 補助基準額等	事業概要
1 子どものための教育・保育給付費県負担 (平成27年度)	13,325,065 (県単独)	市町村	子ども・子育て支援新制度で創設された「施設型給付費」及び「地域型保育給付費」として、県費義務負担を行う。 【負担割合】 2号認定子ども：国1/2、県・市町村各1/4 3号認定子ども：国 60.00/100 県・市町村各20.00/100
2 施設型給付費等補助 (平成27年度)	1,446,073 (県単独)	市町村	1号認定子どもにおいて、子どものための教育・保育給付費負担のうち地方単独費用分を補助する。 【負担割合】 県・市町村各1/2
3 子育てのための施設等利用給付費負担 (令和2年度)	138,767 (県単独)	市町村	幼児教育・保育の無償化の導入に伴い創設された「施設等利用給付費」として県費義務負担を行う。 【負担割合】 国1/2、県・市町村各1/4
4 子育て環境づくり推進 (平成18年度)	8,500 (県単独)	市町村 1施設当たり 2,000千円 ～ 5,000千円未満	就学前の幼児教育・保育における良好な子育て環境づくりを支援するため、民間の保育所及び幼保連携型認定こども園が保育環境を改善するための整備を行う場合に補助する。 【負担割合】 県1/2、市町村・事業者各1/4
5 認可外保育施設支援 (平成13年度)	5,802 (県単独、一部国1/2)	認可外保育施設 ・市町村 (中核市除く)	次のすべてに該当する認可外保育施設に補助する(但し、(4)～(6)は届出施設であれば以下の要件に関わらず補助対象とする)。 ・年度当初((1)「保育士配置充実事業」は各月初日)に入所児童10人以上で、かつ3歳未満児入所割合が2割以上(「(2)健康診断」には適用しない) ・保育時間1日8時間以上 ・「群馬県認可外保育施設指導監督基準」に適合
(1) 保育士配置充実 (平成13年度)	3,486 653	年額 1,743千円 年額 ・435千円 (2時間) ・871千円 (4時間)	最低基準のほかに1名保育士を配置する施設に補助する。 11時間の開所時間を超えて延長保育を行う施設に補助の加算を行う。(長時間保育分) 【負担割合】 県・市町村各1/2
(2) 健康診断 (平成13年度)	161	1人 2,940円	入所児童に対する健康診断費に補助する。 【負担割合】 県・市町村各1/2
(3) 保育所等事故防止推進事業 (平成31年度)	750	1か所当たり 500千円	保育中の事故防止を図るために必要な備品等の導入費用に補助する。 【負担割合】 国1/2、県1/4、事業者1/4
(4) ICTを活用した子どもの見守り支援事業 (令和5年度)	300	1か所当たり 200千円	GPS等を活用した見守りサービスなどの安全対策に資する機器等の導入費用に補助する。 【負担割合】 国1/2、県1/4、事業者1/4

事業名 (事業発足年度)		予算額、 補助率等 (単位:千円)	実施主体 補助基準額等	事業概要
	(5) 登降園管理システム 導入支援事業 (令和5年度)	300	1 か所当たり 200千円	園児の登園及び降園の管理に関する機能を有する機器の導入費用に補助する(ただし初期費用に限る)。 【負担割合】 国1/2、県1/4、事業者1/4
	(6) 性被害防止対策に係る設備等支援事業 (令和6年度)	150	1 か所当たり 100千円	パーテーションやカメラなどの性被害防止対策に資する設備の購入・更新費用に補助する。 【負担割合】 国1/2、県1/4、事業者1/4
6	認定こども園整備事業 (平成21年度)	36,258 (国10/10)	県	幼保連携型認定こども園が幼児教育に必要な遊具・教具・運動用具・保健衛生用品を購入するために要する経費を補助する。 【負担割合】 国1/2、事業者1/2
7	保育充実促進費補助 (平成10年度)	143,976 (県単独)	市町村 (中核市を除く)	低年齢児の処遇改善や食物アレルギー対策等、地域社会の要望に即応した保育体制の確立を図るため、市町村が行う保育事業に要する経費に補助する。 【負担割合】 県・市町村各1/2
	(1) 低年齢児保育 (昭和49年度)	135,876	・4:1達成 16,400～ 8,600円 ・5:1達成 月額10,900円	入所児童のうち1歳児が1人以上の民間保育所及び認定こども園に補助する。 1歳児の保育士配置を基準の6:1から4:1に充実するための経費を補助する。 当面は5:1補助も維持。
	(2) 食物アレルギー対策 (平成27年度)	8,100	年額100千円	保育所及び認定こども園において、安心・安全な給食の提供を行い、食物アレルギーに係る事故を防止するため、組織体制の強化、給食設備等に係る経費の一部を補助する。
8	第3子以降3歳未満児保育料免除事業費補助 (平成27年度)	316,501 (県単独)	市町村	県内で家族を増やし、子育てする世帯の経済的負担を軽減するために、認可保育所、認定こども園及び認可外保育施設等を利用する第3子以降の3歳未満児の保育料を無料化する市町村に対して補助する。(認可外保育施設利用者は、認可保育所を利用した場合の相当額を補助) 【負担割合】 県・市町村各1/2
9	医療的ケア児保育支援事業 (令和4年度)	33,382	市町村	医療的ケア児が、保育所等の利用を希望する場合に、受入れが可能となるよう、保育所等の体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ることを目的とし、市町村が行う保育事業に要する経費に補助する。 【負担割合】 国1/2、県1/4、市町村1/4 (国2/3、県1/6、市町村1/6)
10	教育・保育のキャリア アップ研修等 (平成29年度)	27,325	県社協 (委託)	保育士等の資質向上のための研修を群馬県社会福祉協議会への委託により実施する。 【負担割合】 国1/2、県1/2
11	小中学校等のデジタル基 盤整備事業(令和7年 度)	50,000	県	保育ICTシステムと感染症システムの連携機能を実装し、保育施設にて実証を行う。保護者からの欠席情報を感染症システムに自動連携する。 【負担割合】 国3/4、県1/4

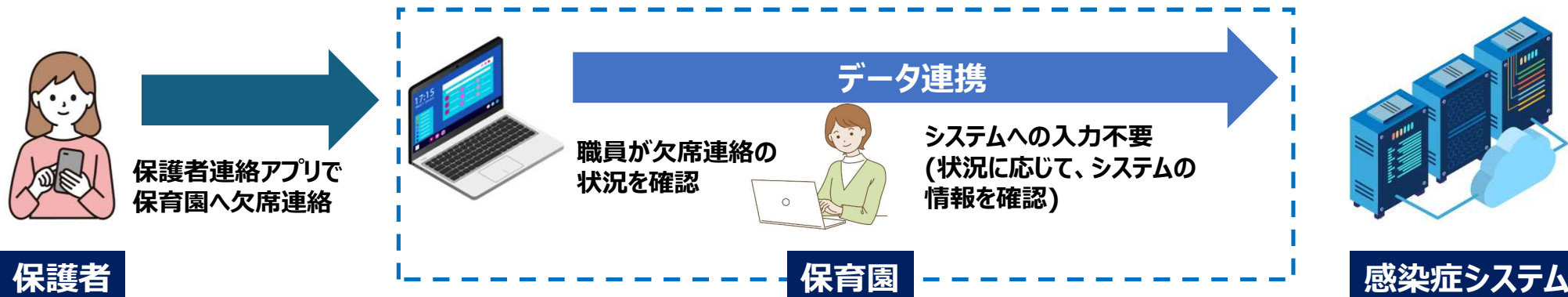
保育園における保護者連絡アプリ・感染症システムのデータ連携

- 保護者連絡アプリと感染症システムをデータ連携することで、保育園職員の感染症システムへの入力作業を不要化。
- アプリ開発するとともに、数園に協力してもらい業務実証。

データ連携前は



データ連携後は ⇒ 感染症システムに自動入力



こども誰でも通園制度

Ⅰ．制度概要について

1. 目的

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化すること

2. 実施主体

実施主体は、市町村

※市町村は、適切に本事業を実施できると認めた者に委託等を行うことができる。

3. 対象となる子ども

保育所、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこども

※認可外保育施設に通所する子ども：対象／企業主導型保育施設に通う子ども：対象外

4. 利用可能時間

こども1人当たり、月10時間を上限とする

5. 利用料金

こども1人1時間あたり300円程度

2. 事業の全体像について

1. 認可手続き

認可手続、市町村児童福祉審議会等への意見聴取を経て、設置認可を受けた上で開所。



2. 実施方法

(ア) 余裕活用型、(イ) 一般型（在園児合同実施、専用室独立実施、独立施設実施）

3. 利用パターン

定期利用：利用する事業所を限定して登録したり、さらに利用する曜日や時間帯を固定したりするなど、特定の事業所を定期的に利用する形

柔軟利用：利用する事業所、月、曜日や時間を固定せずに、定期的でない柔軟な利用をする形

3. 誰でも通園制度総合システムについて

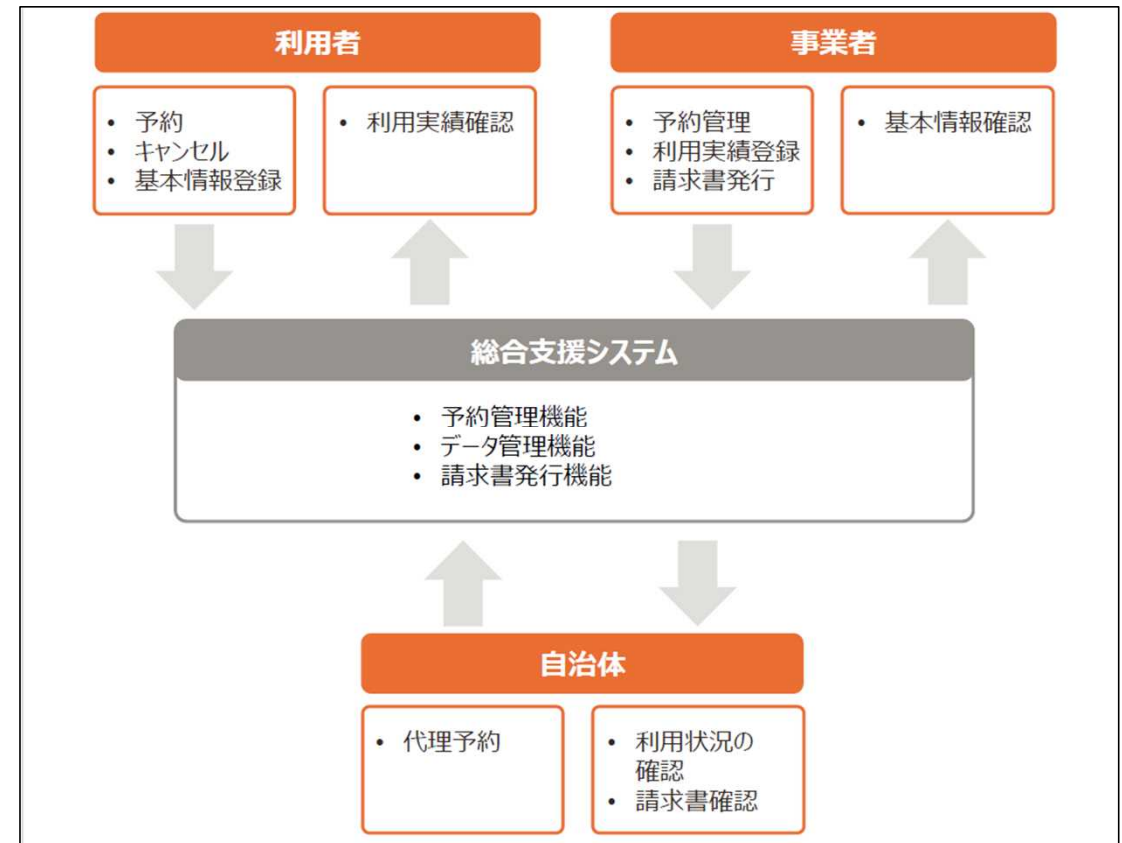
こども誰でも通園制度総合支援システムとは

こども誰でも通園制度の創設に向けて、各地方公共団体・事業者・利用者にご提供し、**制度の円滑な利用**や、**コスト・運用の効率化**を図る目的で構築されたシステムです。

こども家庭庁が本システムを開発・提供し、市区町村／都道府県が制度の運営を担います。

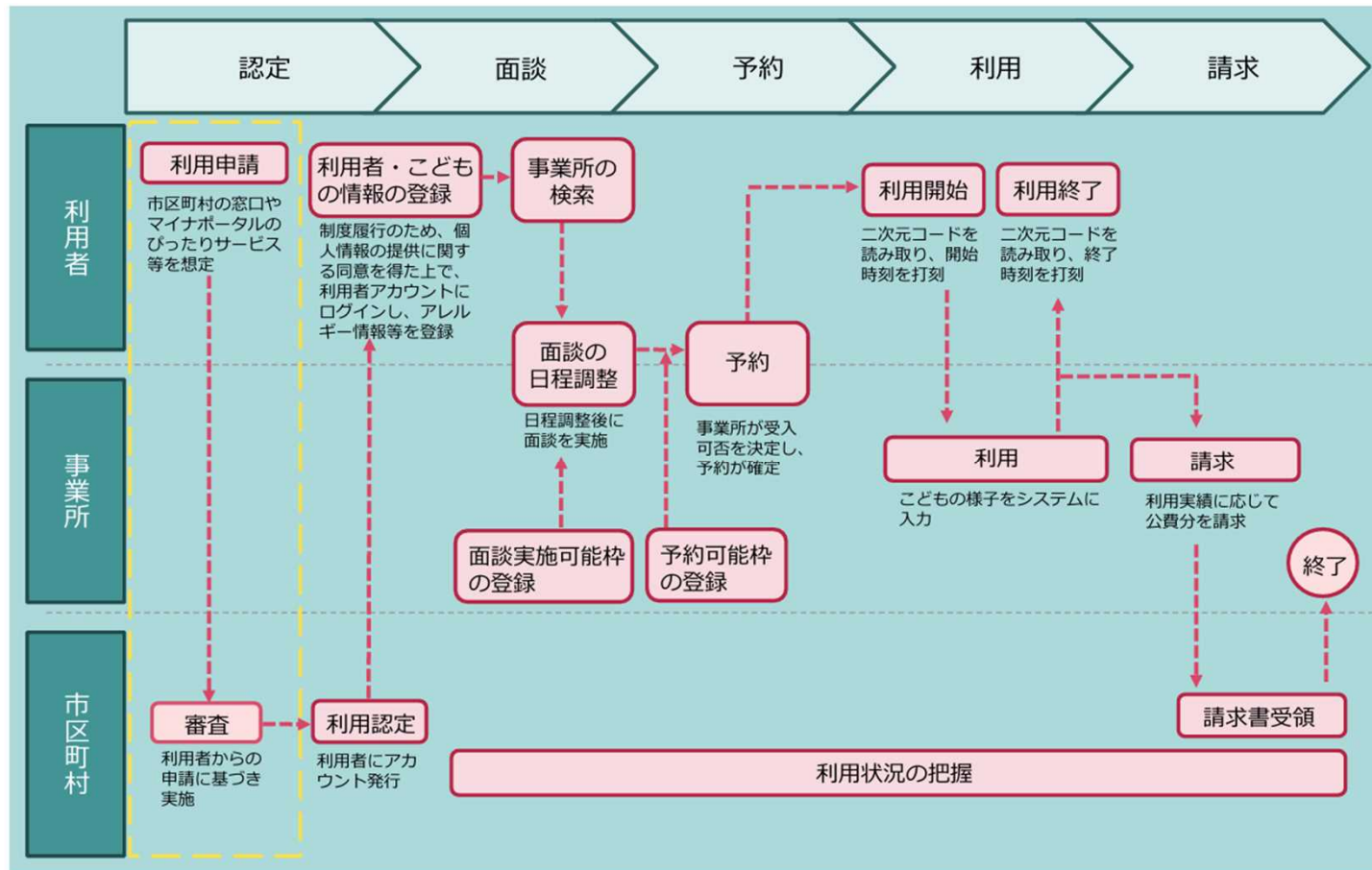
<機能>

- ①利用者が簡単に予約できる機能
(予約管理機能)
- ②事業者がこどもの情報を把握、市区町村が利用状況を確認できる機能
- ③事業者からの市町村への請求を容易にする機能
(データ管理機能)



出典：こども家庭庁「こども誰でも通園制度の実施に関する手引き（令和7年3月）」

4. こども誰でも通園制度総合支援システムのイメージ



は、R7の総合支援システム範囲外であるが、次年度以降の機能改修において、実装できるか検討。

出典：こども家庭庁「こども誰でも通園制度の実施に関する手引き（令和7年3月）」

5. 令和8年度の本格実施に向けて

※全自治体向け（令和8年度からは全自治体で実施する必要がある）
※今後変更される可能性があることに留意してください。

自治体	国
（令和8年度から実施の自治体） 認可基準条例の制定【適宜のタイミング】 子・子計画（代用計画）の提出（夏まで） 確認基準条例手続開始・確認手続開始（12月） 誰通研修の準備開始（保育士向けの研修資材を利用した保育士向け研修開始（1～3月） ※利用者・事業者等に対する広報については時期を問わず実施すること。（広報資材については必要に応じて国から提供予定）	誰通研修の開発に係る調査研究開始 誰通システムの本格運用開始 誰通HPの改善 / システム改修の調達 子・子計画基本指針改正・量の見込み改正（夏まで） 令和7年度誰通検討会（夏頃～年度末にかけて） ・誰通実施状況に関する分析・報告 ・令和8年度以降の利用可能時間枠の検討 ・公定価格化の検討（利用料のあり方） 内閣府令案（確認基準等）の公布（12月） 誰通研修について要綱で規定（12月） 保育士向けの研修素材を公表（1～3月） 公定価格告示の公布（3月）

出典：こども家庭庁「こども誰でも通園制度 自治体オンライン説明会（令和6年11月）」

保育充実促進費補助金(低年齢児保育)事業の改正について

改正概要

- 1歳児クラスの保育士を「4：1」に配置した保育所等に人件費の一部を補助する。
 - ・国の1歳児配置改善加算（「5：1」）を取得した施設に上乗せして補助を行う
 - ・ただし、当面は現行制度の「5：1」補助を維持し、国加算に漏れた施設も「5：1」補助の対象とする。
- 「4：1」補助単価は、施設規模に応じたスライド方式とする
 - ・定員が多い施設ほど補助単価が小さくなる
 - ・単価は、16,400円～8,600円（1歳児1人/月額）で設定
- 「4：1」制度の開始時期は令和7年10月1日
- 「4：1」補助要件について（次ページ参照）
 - ①国の1歳児配置改善加算を取得していること
 - ②「非認知能力の育成」及び「インクルーシブ保育」に取り組んでいること

予算額

R7年度当初予算額 135,876千円（補助率県1／2，市町村1／2）

対 象

中核市を除く私立保育所及び認定こども園（全類型）

補助要件

(1) 国の1歳児配置改善加算を取得していること

- ①処遇改善等加算の区分1～3のいずれも取得している
- ②業務の情報通信技術（ICT）化を進めている
- ③施設・事業所の職員の平均経験年数が10年以上

国「5：1加算」
の取得が前提

(2) ①は必須、②は2つ以上の取り組みがあること

- ①非認知能力の育成に取り組んでいる
 - ・教育・保育目標に非認知能力の育成に関する項目を掲げている
 - ・目標を具体化して育成に取り組んでいる

県独自の要件

②インクルーシブ保育に取り組んでいる

- ・障害(手帳)を持つこどもを受入れている
- ・医療的ケア児を受入れている
- ・発達に課題があるこどもを受入れ、個別に対応している
- ・外国にルーツを持つこどもを受入れ、個別に対応している
- ・研修会等の実施
- ・他施設との交流、等

例示

補助要件設定のねらい

- **非認知能力の育成**：こどもたちが生涯に渡り「自分で考え・決め・動ける」力を育む取組みを推進するもの
- **インクルーシブ保育の推進**：全てのこどもが等しく良質な教育・保育を受け、多様な背景を持つこどもたちが共に成長できる園の取組みを推進するもの。

令和7年度の公定価格について

令和7年4月 こども・子育て支援課保育係

1 制度改正について（令和7年4月～）

- ・ 制度全体としては、大きな改正はありません。

2 公定価格の改正について（令和7年4月～）

「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件」（令和7年こども家庭庁告示第4号）が令和7年4月1日に公布されたことにより、単価表の改定がされました。

3 その他

- ・ I～Ⅲの3種類あった処遇改善等加算が一本化されるとともに、配分ルールの一統化、柔軟化や賃金改善の確認方法の見直しが実施されました。
- ・ 「1歳児配置改善加算」が創設されました。
- ・ 定員60人以下の幼稚園・保育所・認定こども園に係る定員区分が細分化されました。
- ・ 定員超過減算の要件として5年間としていた期間が2年間に見直されました。

処遇改善等加算について

1 制度改正について（令和7年4月～）

従来の処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲは「処遇改善等加算」として一本化（次の3区分による構成と）されました。

① 区分1「基礎分」

職員の平均経験年数の上昇に応じた昇給に要する費用

② 区分2「賃金改善分」

職員の賃金の改善に要する費用

③ 区分3「賃金改善分」

職員の技能・経験の向上に応じた追加的な賃金改善に要する費用

各区分の要件その他加算に係る詳細は「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（令和7年4月11日こ成保296、7文科初第250号）のとおり

2 審査開始時期について

- ・ 例年どおり8～9月頃に取りまとめを依頼する予定です。
- ・ 必要に応じて区分3の要件（うち研修修了要件）の確認のみ先行して実施します。

子ども・子育て支援情報公表システム 「ここdeサーチ」について

○令和7年度分の報告・公表について

本システムの情報は、毎年度更新していくこととなります。

令和7年度分については、5月以降、県、中核市、各施設あて登録情報の更新に関するメールがシステムから配信される予定です。

つきましては、登録情報の更新に御協力をお願いします。

○「保育所等における継続的な経営情報の見える化」 制度について（令和7年4月1日施行）

「こども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）」において施設・事業者からの経営情報の報告、都道府県における確認・公表等の事務が実施されることになります。

※令和6年6月12日公布「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）」

【参考】 保育所等における 継続的な経営情報の見える化について

1. 目的

- ・ 幼稚園・保育所・認定こども園等の施設・事業者の経営情報の公表やデータベース化等の継続的な見える化の仕組みの構築を進め、処遇改善や配置改善等の検証を踏まえた公定価格の改善を図ることを主たる目的とする。
- ・ 行政機関において、幼児教育・保育が置かれている現状・実態に対する国民の正確な理解の促進、社会情勢や経営環境の変化を踏まえた的確な支援策の検討、経営情報の分析を踏まえた幼児教育・保育政策の企画・立案等の実現を目的とする。

2. 継続的な見える化の対象とする施設・事業者

原則、子ども・子育て支援法に基づく、施設型給付・地域型保育給付を受けるすべての施設・事業者を対象

3. 報告する経営状況等

- ①人員配置：基準上の配置と実際の配置、職員の属性情報等
- ②職員給与：賃金水準、処遇改善状況、職員の属性情報等
- ③収支の状況：収入・支出の科目別の金額、人件費関連科目の内訳等

保育所・認定こども園の整備事業について

【対象事業】 保育所整備事業、幼保連携型認定こども園整備事業、認定こども園整備事業（保育所型、幼稚園型）、公立認定こども園整備事業、小規模保育整備事業、防音壁整備事業、防犯対策強化整備事業

【実施主体】 市区町村

【設置主体】 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等（保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く）

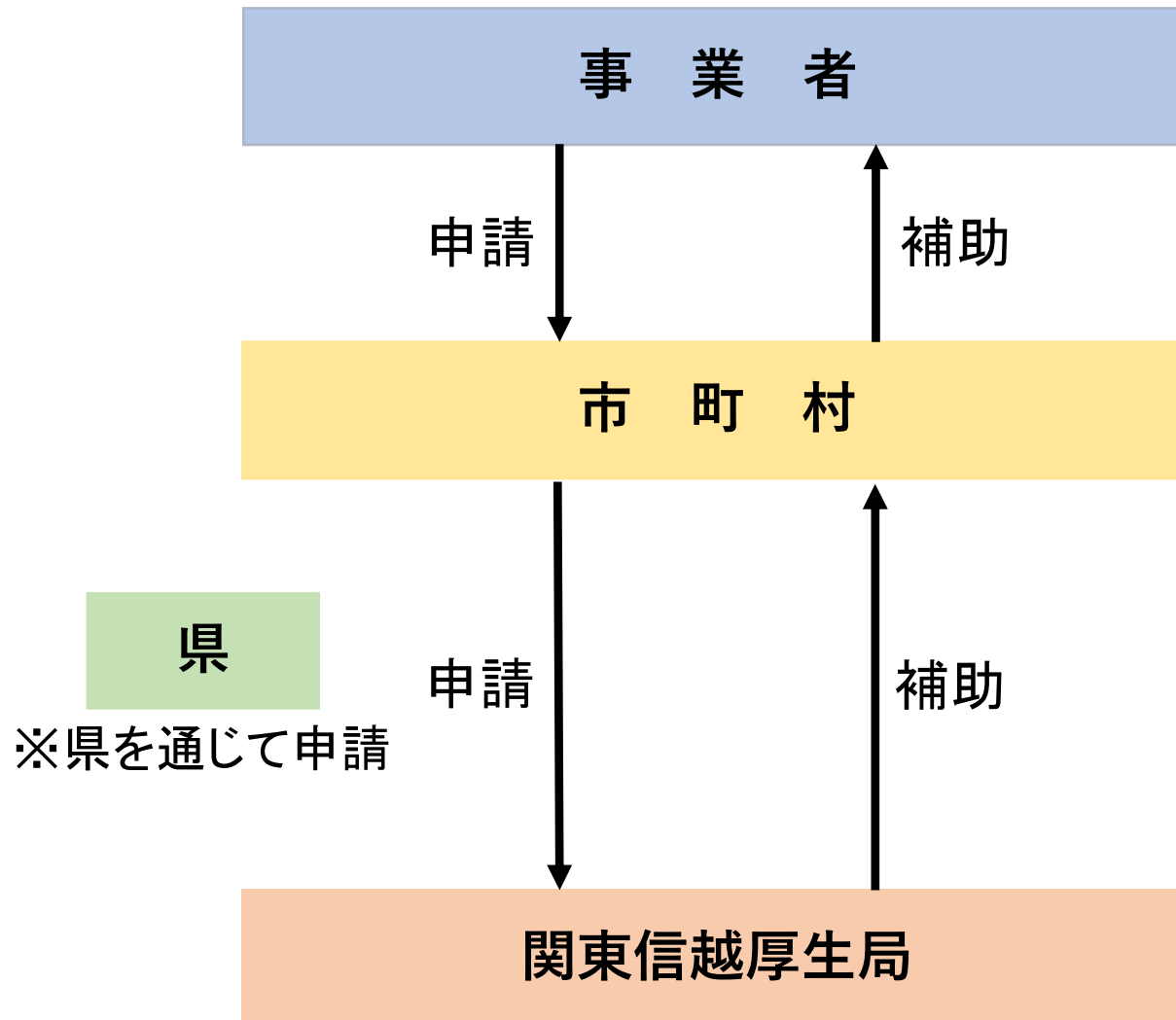
【工 期】 原則・・・年度内に施設整備を完了すること
例外・・・年度内に整備が完了しなかった場合、次年度への繰越手続きが必要。繰越については、財務省財務局の審査・承認を経る必要がある。

※最初から工期的に年度内完成が難しいものについては、2か年事業として協議すれば、繰越手続きは不要です。

※市町村・事業者におかれましては、工事計画・工程管理について、設計会社や建設会社と確認し、年度内に完成されますようお願いいたします。

保育所・認定こども園の整備事業について

<利用の流れ> 就学前教育・保育施設整備交付金



保育所・認定こども園の整備事業について

＜こども家庭庁の設置に伴う施設整備補助事業の一元化＞

令和4年度まで

		幼稚園	認定こども園			保育所
			幼稚園型	幼保連携型	保育所型	
私立	幼稚園機能部分	私立学校施設整備費補助金	認定こども園施設整備交付金			
	保育所機能部分		保育所等整備交付金			
公立	幼稚園機能部分	学校施設環境改善交付金 沖縄振興公共投資交付金 (学校施設環境改善に関する事業)	地方交付税(事業債)			
	保育所機能部分		地方交付税(事業債)			



令和5年度から

		幼稚園	認定こども園			保育所
			幼稚園型	幼保連携型	保育所型	
私立	幼稚園機能部分	私立学校施設整備費補助金	新交付金			
	保育所機能部分					
公立	幼稚園機能部分	学校施設環境改善交付金 沖縄振興公共投資交付金 (学校施設)	沖縄振興公共投資交付金 (認定こども園)			地方交付税(事業債)
	保育所機能部分		地方交付税(事業債)			

※一部、経過措置を含む

教育・保育施設等における事故報告について

事業者の
みなさまへ

事故が発生した場合には、別添2のフロー図に従い、
管轄する市町村へ報告してください。

1 報告対象となる施設・事業の範囲

- ①特定教育・保育施設
- ②幼稚園(特定教育・保育施設でないもの。)
- ③特別支援学校幼稚部
- ④特定地域型保育事業
- ⑤延長保育事業、放課後児童クラブ、子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)及び産後ケア事業
- ⑥認可外保育施設

2 報告の対象となる重大事故の範囲

- ①死亡事故
- ②意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの)
- ③治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故

3 報告様式

別添1 教育・保育施設等事故報告書(ver.5)

4 報告期限

第1報は、原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)

第2報は、原則1か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて追加の報告を行うこと。

また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、作成され次第報告すること。

こ 成 安 第 44 号
6 教 参 学 第 51 号
令 和 7 年 3 月 21 日

各都道府県・指定都市・中核市保育主管部(局)長
各都道府県・指定都市・中核市児童福祉主管部(局)長
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園担当課長
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市
認可外保育施設担当課(室)長
各都道府県・指定都市・中核市子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業)担当課長
各都道府県・市町村・特別区母子保健主管部(局)長
各都道府県等教育委員会学校安全担当課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く国立大学法人担当課長

殿

こども家庭庁成育局安全対策課長
こども家庭庁成育局保育政策課長
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室長
こども家庭庁成育局成育環境課長
こども家庭庁成育局母子保健課長
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長

教育・保育施設等における事故の報告等について

子ども・子育て支援新制度においては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）に基づき、放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）に基づき、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合における市町村（特別区を含む。以下同じ。）、家族等に対する連絡等の措置を講ずることとされている。

また、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令 123 号）が施行されたことに伴い、子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業及び認可外保育施設については、事故の発生及び再発防止に関する努力義務や事故が発生した場合における都道府県への報告義務が課されたところである。加えて、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行

に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和 5 年内閣府令第 72 号）が令和 6 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、既存の教育・保育施設等と同様に子育て世帯訪問支援事業については都道府県、児童育成支援拠点事業については市町村への報告義務が課されることとなった。

教育・保育施設等において事故が発生した場合の対応については、「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」の中間とりまとめ（別紙参照）、「学校事故対応に関する指針」（平成 28 年 3 月 31 日付け、27 文科初第 1785 号）及び児童福祉法施行規則改正等を踏まえ、「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和 6 年 3 月 22 日付け、こ成安第 36 号・5 教参字第 39 号、以下「旧通知」という。）に基づき運用してきた。

今般、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）の施行により、令和 7 年度に限り、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が地域子ども・子育て支援事業に位置付けられるほか、令和 7 年度から、産後ケア事業が地域子ども・子育て支援事業に位置付けられることから、新たに乳児等通園支援事業及び産後ケア事業について、重大事故としての報告をお願いしたく、下記のとおり通知するので、御了知の上、管内の市町村、関係機関及び施設・事業者等に対して周知いただくとともに、その運用に遺漏のないようお願いする。

本通知については、令和 7 年 4 月 1 日から運用するので、本通知の運用開始に伴い、旧通知は廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える。

記

1. 事故が発生した場合の報告について

特定教育・保育施設、幼稚園（特定教育・保育施設でないもの。）、特定地域型保育事業、延長保育事業及び放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）、学校事故対応に関する指針（平成 28 年 3 月 31 日付け、27 文科初第 1785 号）及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）により、事故が発生した場合には速やかに指導監督権限を持つ自治体、こどもの家族等に連絡を行うこと。

子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（以下「ファミリー・サポート・センター事業」という。）、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び認可外保育施設については、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）により、事故が発生した場合には

事業に関する指導監督権限を持つ自治体への報告等を行うこと。

また、乳児等通園支援事業については、事故が発生した場合には事業に関する指導監督権限を持つ自治体への報告等を行い、産後ケア事業については、委託先で事故が発生した場合には委託元の自治体への報告等を行うこと。

このうち重大事故については、事故の再発防止のための事後的な検証に資するよう、施設・事業者から報告を求めるとともに、以下の2から7までに定めるところにより、都道府県等を経由して国へ報告を行うこと。

2. 重大事故としての報告の対象となる施設・事業の範囲

- (1) 特定教育・保育施設
- (2) 幼稚園（特定教育・保育施設でないもの。）
- (3) 特別支援学校幼稚部
- (4) 特定地域型保育事業
- (5) 延長保育事業
- (6) 放課後児童クラブ
- (7) 子育て短期支援事業
- (8) 一時預かり事業
- (9) 病児保育事業
- (10) ファミリー・サポート・センター事業
- (11) 子育て世帯訪問支援事業
- (12) 児童育成支援拠点事業
- (13) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- (14) 産後ケア事業
- (15) 認可外保育施設

3. 報告の対象となる重大事故の範囲

- (1) 死亡事故
- (2) 意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）
- (3) 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故

4. 報告様式

別添1「教育・保育施設等事故報告書」のとおり

なお、データベース掲載用シートについては、自治体において記載すること。

5. 報告期限

国への第1報は、原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）、第2報は、原則1か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて追加の報告を行うこと。

また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、作成され次第報告す

ること。

6. 報告要領

別添2「報告ルート」のとおり

- (1) 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、延長保育事業、放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター事業、児童育成支援拠点事業、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）及び産後ケア事業

施設又は事業者から市町村へ報告を行い、市町村は都道府県へ報告すること。また、都道府県は国へ報告を行うこと。

- (2) 幼稚園（特定教育・保育施設でないものに限る。）及び特別支援学校幼稚部（幼稚園について）

施設から各自治体等の実態に合わせて市区町村あるいは都道府県・指定都市、国立大学法人等へ報告することとし、市区町村あるいは都道府県・指定都市、国立大学法人等は国へ報告を行うこと。

- (3) 特別支援学校幼稚部（特別支援学校幼稚部について）

施設から設置者へ報告することとし、設置者は国へ報告を行うこと。なお、市町村（指定都市を除く。）については、都道府県を経由すること。

- (4) 子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て世帯訪問支援事業

市町村からの委託等により事業を実施している事業者については、事業者から市町村へ報告を行うこと。

市町村（指定都市、中核市又は児童相談所設置市を除く。）は都道府県へ報告し、都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市を含む。）は国へ報告を行うこと。

上記以外の場合には、事業者から都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市の区域内に所在する事業者については、当該指定都市、中核市又は児童相談所設置市）へ報告し、都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市を含む。）は国へ報告を行うこと。

- (5) 認可外保育施設

施設から都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市の区域内に所在する施設については、当該指定都市、中核市又は児童相談所設置市）へ報告し、都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市を含む。）は国へ報告を行うこと。

また、都道府県はその内容を当該施設の所在地の市町村長に通知すること。

なお、企業主導型保育施設からは、上記の都道府県のほか、企業主導型保育事業の実施機関である公益財団法人児童育成協会にも通知すること。

7. 国の報告先

(1) 6により国へ報告を行うこととされている都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市を含む。）は、別添1「教育・保育施設等事故報告書」により、各施設・事業の所管省庁であるこども家庭庁又は文部科学省へ報告すること。

ア 幼稚園及び幼稚園型認定こども園

- 文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係
・TEL：03-5253-4111(内線 2966)
・MAIL：anzen@mext.go.jp
- 文部科学省初等中等教育局幼児教育課
・MAIL：youji@mext.go.jp

イ 特別支援学校幼稚部

- 文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係
・TEL：03-5253-4111(内線 2966)
・MAIL：anzen@mext.go.jp
- 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
・MAIL：toku-sidou@mext.go.jp

ウ 特定教育・保育施設（幼稚園、幼稚園型認定こども園を除く。）、特定地域型保育事業、一時預かり事業（幼稚園又は幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。）、病児保育事業（幼稚園又は幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。）及び認可外保育施設（企業主導型保育施設を含む。）

- こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係
・TEL：03-6858-0133
・MAIL：ninkagaihoikushisetsu.shidou@cfa.go.jp

エ 放課後児童クラブ

- こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係
・TEL：03-6861-0303
・MAIL：seiikukankyou.kenzen@cfa.go.jp

オ 子育て短期支援事業、子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業

- こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係
・TEL：03-6861-0224
・MAIL：seiikukankyou.katei@cfa.go.jp

カ ファミリー・サポート・センター事業

- こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係
・TEL：03-6861-0519
・MAIL：seiikukankyou.kosodate@cfa.go.jp

キ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

- こども家庭庁成育局保育政策課地域支援係
- ・ TEL : 03-6858-0078
- ・ MAIL : hoikuseisaku.newkyuufu@cfa.go.jp

ク 産後ケア事業

- こども家庭庁成育局母子保健課母子保健係
- ・ TEL : 03-6862-0413
- ・ MAIL : boshihoken.kakari@cfa.go.jp

ケ その他、事故の報告等の制度全般

- こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係
- ・ TEL : 03-6858-0183
- ・ MAIL : anzentaisaku.jikotaiou@cfa.go.jp

(2) 施設・事業者から報告を受けた市町村又は都道府県は、都道府県又は国への報告とともに、別添1「教育・保育施設等事故報告書」により、消費者庁消費者安全課に報告（消費者安全法に基づく通知）を行うこと。

なお、第1報のみではなく、第2報以降も報告すること。

- 消費者庁消費者安全課
- ・ TEL : 03-3507-9201
- ・ MAIL : i.syouhisya.anzen@caa.go.jp

8. 公表等

都道府県・市町村は、報告があった事故について、類似事故の再発防止のため、事案に応じて公表を行うとともに、事故が発生した要因や再発防止策等について、管内の施設・事業者等へ情報提供すること。

併せて、再発防止策についての好事例は、こども家庭庁又は文部科学省へそれぞれ情報提供すること。

なお、公表等に当たっては、保護者の意向や個人情報保護の観点に十分に配慮すること。

また、6により報告された情報については、全体としてこども家庭庁において集約の上、事故の再発防止に資すると認められる情報について、公表するものとする。

【別紙】

「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」
中間取りまとめについて（平成 26 年 11 月 28 日）抜粋

事故が発生した場合には、省令等に基づき施設・事業者から市町村又は都道府県に報告することとされており、適切な運用が必要である。

このうち重大事故については、事故の再発防止のための事後的な検証に資するよう、施設・事業者から報告を求めるとともに、都道府県を経由して国へ報告を求めることが必要である（なお、事後的な検証の対象範囲については、死亡・意識不明のケース以外は今後検討が必要）。

さらに、重大事故以外の事故についても、例えば医療機関を受診した負傷及び疾病も対象とし、市町村が幅広く事故情報について把握することが望ましいという意見もある。

一方、自治体の限られた事務処理体制の中で、効果的・効率的な事故対応により質の確保を図るという観点も考慮すべきとの意見もある。

これらの意見も踏まえ、重大事故以外の事故についても、一定の範囲においては自治体に把握されるべきという考え方を前提として、どこまでの範囲で施設・事業者から報告を求めるべきかについては、各自治体の実情も踏まえ、適切な運用がなされるべきである。

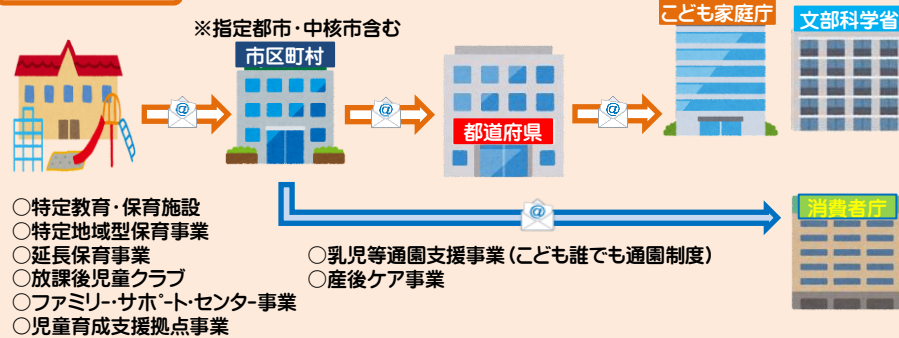
【問合せ先】

- **事故の報告全般に関すること**
こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係
TEL : 03-6858-0183
- **保育所及び認定こども園（幼稚園型を除く）に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第一係
TEL : 03-6858-0058
- **特定地域型保育事業に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第二係
TEL : 03-6858-0058
- **幼稚園、特別支援学校及び認定こども園（幼稚園型）に関する
こと**
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室学校安全係
TEL : 03-6734-2966
- **延長保育事業に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課待機児童対策係
TEL : 03-6858-0048
- **放課後児童クラブに関すること**
こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係
TEL : 03-6861-0303
- **子育て短期支援事業、子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支
援拠点事業に関すること**
こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係
TEL : 03-6861-0224
- **一時預かり事業及び乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制
度）に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課地域支援係
TEL : 03-6858-0078
- **病児保育事業に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課保育医療対策係
TEL : 03-6858-0056
- **ファミリー・サポート・センター事業に関すること**
こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係
TEL : 03-6861-0519
- **産後ケア事業に関すること**
こども家庭庁成育局母子保健課母子保健係
TEL : 03-6862-0413
- **認可外保育施設（全類型）に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係
TEL : 03-6858-0133

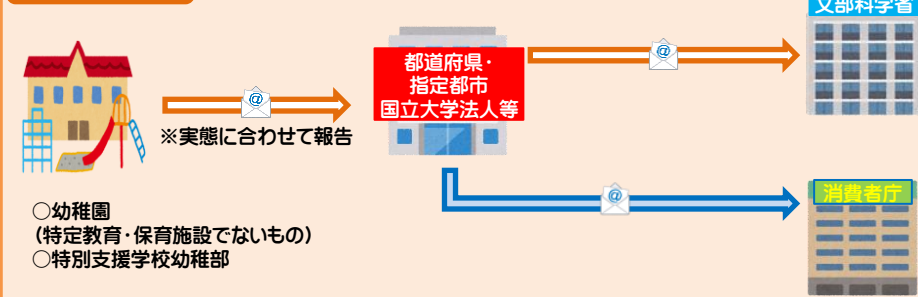
① 第1報：原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)

② 第2報：原則1か月以内程度 等

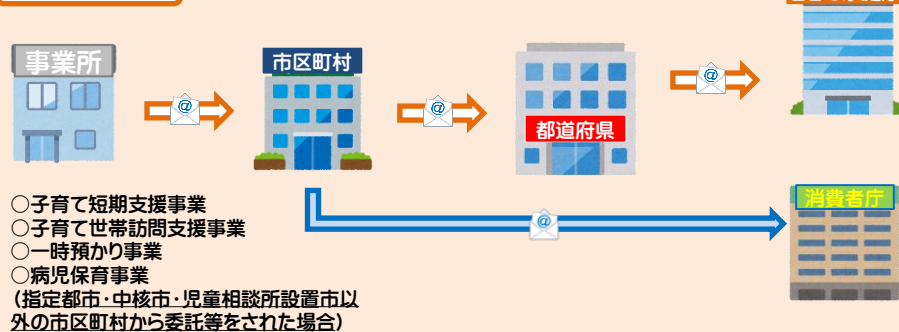
施設等区分①



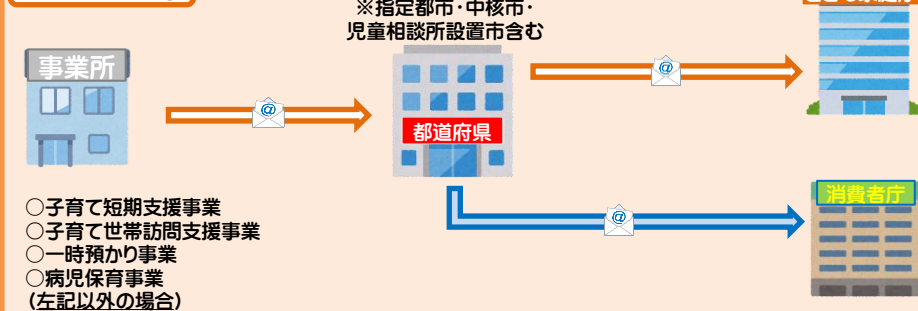
施設等区分②



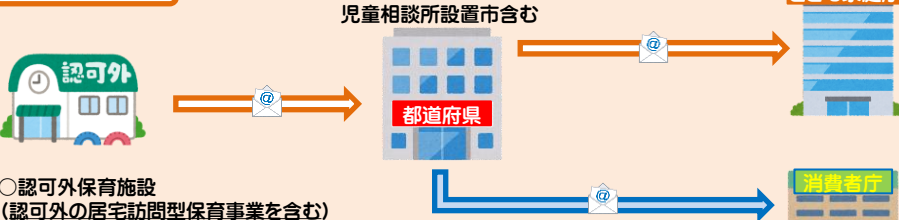
施設等区分③



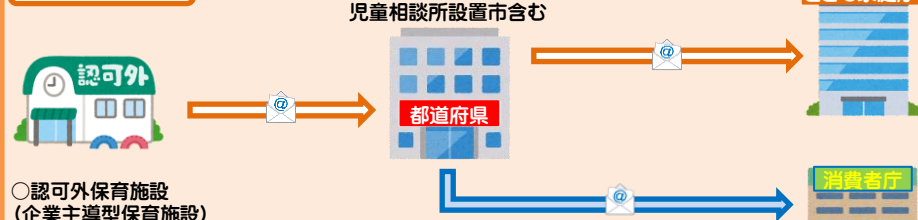
施設等区分④



施設等区分⑤



施設等区分⑥



※ 企業主導型ベビーシッター等利用支援事業は、併せて「全国保育サービス協会」に通知すること。

※ 企業主導型保育施設は、併せて「公益財団法人児童育成協会」に通知すること。

事 務 連 絡
令和5年12月14日

各都道府県・指定都市・中核市保育主管部(局)
各都道府県・指定都市・中核市児童福祉主管部(局)
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園担当課
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市
認可外保育施設担当課(室)
各都道府県・指定都市・中核市子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業)担当課
各都道府県教育委員会学校安全担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く国立大学法人担当課

御中

こども家庭庁成育局安全対策課
こども家庭庁成育局保育政策課
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室
こども家庭庁成育局成育環境課
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

「教育・保育施設等における事故の報告等について」
における意識不明事故の取扱いについて

平素から教育・保育施設等における安全管理の徹底について、御理解・御協力
いただき、ありがとうございます。

教育・保育施設等において重大事故が発生した場合については、「特定教育・
保育施設等における事故の報告等について」(令和5年4月1日付け、こ成安第
2号・4教参学第21号)に基づき、都道府県等を経由して国へ報告を行うこと
としてきました。

しかし、「報告の対象となる重大事故の範囲」における意識不明について、そ
の定義が必ずしも明確にされていなかったため、報告の要否や、報告される場合
でもその内容に大きなばらつきがありました。

そこで、意識不明事故については、令和4年度に実施した「教育・保育施設等
で発生した重大事故等における意識不明事案に関する調査研究」等の結果を踏
まえて、下記のとおり取り扱うこととし、令和6年1月1日以降の報告分から適
用しますので、別紙参照の上、今後の報告に誤りがないよう留意するとともに、

所管する施設・事業所に周知徹底を図っていただきますようお願いします。

なお、意識不明事故の取扱いを整理することに伴い、本件に関連する「教育・保育施設等における事故の報告等について」及び「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」の通知文 2 通についても、本日付けで再発出したことから、御確認いただきますようお願いします。

記

1. 運用開始日

令和 6 年 1 月 1 日

(同日以降の国への報告分を対象とする。)

2. 報告の対象となる重大事故の範囲

(1) 変更前

- ・ 死亡事故
- ・ 治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等（意識不明（人工呼吸器をつける、ICU に入る等）の事故を含み、意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。)

(2) 変更後

- ・ 死亡事故
- ・ 意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）
- ・ 治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故

3. 意識不明事故の定義

「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和 5 年 12 月 14 日付け、こ成安第 142 号・5 教参学第 30 号）における意識不明事故とは、事故が原因で意識不明となった事案であって、AVPU スケールにより評価した意識レベルが、「U：どんな刺激にも反応しない」に該当する場合をいう。

※ AVPU スケール（小児の意識レベル評価）

A : Alert	意識がはっきりしている
V : Voice	声を掛けると反応するが、意識はもうろうとしている
P : Pain	痛み刺激には反応するが、声を掛けても反応がない
U : Unresponsive	<u>どんな刺激にも反応しない</u>

(痛み刺激を行う際の例)

肩をたたく。踵をたたく。

胸骨の真ん中を、手をグーにして指の関節で押す。

爪の生え際（半月があるあたり）を2本の指で挟む。など

※ 2つの手技を組み合わせるとよい。

4. 意識不明に関する報告要否の判断基準

意識不明を伴う事案が発生した場合の国への報告の要否については、意識不明となった原因を判断基準とし、以下のとおりとする。

(1) 「事故」が原因である場合

国への報告を必要とする。

※ 事故の具体例・・・転倒、衝突、誤嚥、食物アレルギー、熱中症等

(2) 明らかに「病気」が原因である場合

国への報告は不要とする。

ただし、当初は「病気」が原因であると判断された場合でも、1週間経過後も意識が回復しない場合は、その時点で国へ報告する。

※ 病気の具体例・・・てんかん、けいれん（熱性・無熱性・憤怒）等

(3) 原因が「不明」な場合

国への報告を必要とする。

報告後、その原因が「事故」又は「病気」であることが判明した場合には、その旨を国へ追加報告する。

5. その他参考事項

(1) 国が公表する事故報告集計との関係

国においては、例年、教育・保育施設等で発生した重大事故を集計し、事故報告集計として公表しているが、4.(2)記載のとおり、当初は「病気」が原因であると判断された場合でも、1週間経過後も意識が回復しない場合で国に報告されたもの及び4.(3)記載のとおり、原因が「不明」な場合として報告がなされたものの、原因が「病気」であることが判明して国に追加報告されたものについては、事故報告集計に計上しない。

(2) 事後的な検証との関係

地方自治体においては、「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」（令和5年12月14日付け、こ成安第143号・5教参学第31号）に基づき、重大事故の再発防止のための事後的な検証を行うものであるが、今後、意識不明事故として報告したものについては、

事後的な検証を実施すること。

ただし、4.(2)記載のとおり、当初は「病気」が原因であると判断された場合でも、1週間経過後も意識が回復しないとして報告したもの及び4.

(3)記載のとおり、原因が「不明」な場合として報告したものの、原因が「病気」として国へ追加報告したものは除く。

【参考資料】

- 教育・保育施設等で発生した重大事故等における意識不明事案に関する調査研究

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/report/>

【問合せ先】

- **意識不明事故の取扱いに関する事**
こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係
TEL : 03-6858-0183
- **保育所、認定こども園（幼稚園型を除く）に関する事**
こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第一係
TEL : 03-6858-0058
- **特定地域型保育事業に関する事**
こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第二係
TEL : 03-6858-0058
- **幼稚園、特別支援学校及び認定こども園（幼稚園型）に関する事**
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室学校安全係
TEL : 03-6734-2966
- **延長保育事業に関する事**
こども家庭庁成育局保育政策課待機児童対策係
TEL : 03-6858-0048
- **放課後児童クラブに関する事**
こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係
TEL : 03-6861-0303
- **子育て短期支援事業に関する事**
こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係
TEL : 03-6861-0224
- **一時預かり事業に関する事**
こども家庭庁成育局保育政策課地域支援係
TEL : 03-6858-0078
- **病児保育事業に関する事**
こども家庭庁成育局保育政策課保育医療対策係
TEL : 03-6858-0056
- **ファミリー・サポート・センター事業に関する事**
こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係
TEL : 03-6861-0519
- **認可外保育施設（全類型）に関する事**
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係
TEL : 03-6858-0133

意識不明事故の取扱い等に関する変更点について

変更内容	変更後(令和6年1月1日以降)	変更前(令和5年12月31日以前)
1. 国への報告対象となる重大事故の範囲	- 死亡事故 - 意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの) - 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故	- 死亡事故 - 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等(意識不明(人工呼吸器をつける、ICUに入る等)の事故を含み、意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。)
2. 意識不明事故の定義	事故が原因で意識不明となった事案であって、AVPUスケールにより評価した意識レベルが、「U:どんな刺激にも反応しない」に該当する場合をいう。 ※ AVPUスケール(小児の意識レベル評価) A:Alert 意識がはっきりしている V:Voice 声を掛けると反応するが、意識はもうろうとしている P:Pain 痛み刺激には反応するが、声を掛けても反応がない U:Unresponsive どんな刺激にも反応しない	定義なし
3. 意識不明に関する国への報告要否の判断基準	国への報告の要否は、意識不明となった原因を判断基準とする。 (1)「事故」が原因である場合(国への報告 ⇒ 「必要」) ※ 事故の具体例・・・転倒、衝突、誤嚥、食物アレルギー、熱中症等 (2)明らかに「病気」が原因である場合(国への報告 ⇒ 「不要」) ※ ただし、当初は「病気」が原因であると判断された場合でも、1週間経過後も意識が回復しない場合は、その時点で国へ報告する。 ※ 病気の具体例・・・てんかん、けいれん(熱性・無熱性・憤怒)等 (3)原因が「不明」な場合(国への報告 ⇒ 「必要」) ※ 報告後、その原因が「事故」又は「病気」であることが判明した場合には、その旨を国へ追加報告する。	意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。
4. 報告様式	新様式により報告	旧様式(別紙1～4)により報告
5. 地方自治体による再発防止のための事後的検証の対象となる事故の範囲	(1)死亡事故 ※ 乳幼児突然死症候群(SIDS)や死因不明とされた事例も含む。 (2)意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの) ※ 意識不明の原因が病気であると判明したものを除く。 (3)死亡事故、意識不明事故以外の重大事故で、都道府県又は市町村において検証が必要と判断した事故 ※ 都道府県又は市町村が検証を実施しない事故や、いわゆるヒヤリ・ハット事例等については、各施設・事業者等において検証を実施する。	(1)死亡事故 ※ 乳幼児突然死症候群(SIDS)や死因不明とされた事例も含む。 (2)死亡事故以外の重大事故で、都道府県又は市町村において検証が必要と判断した事例(例えば、意識不明等) ※ 都道府県又は市町村が検証を実施しない事故や、いわゆるヒヤリ・ハット事例等については、各施設・事業者等において検証を実施する。

事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン

○運営基準では、特定教育・保育施設等の事業者は、事故が発生した場合の対応等が記載された事故防止のための指針を整備することとされている。

そこで、施設・事業者、自治体が、実態に応じて体制整備や教育・保育等を実施していくにあたって参考とするガイドラインを作成した。

「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」(平成28年3月31日)

1 事故発生時の対応～施設・事業者、地方自治体共通

○事故発生時の段階的な対応

(①事故発生直後(応急処置および状況把握)、②事故直後以降(関係者への連絡、自治体の支援による対応他、③事故状況の記録、④保護者等への対応、⑤報道機関への対応、⑥国、自治体への事故報告、⑦明らかな危険要因への対応、⑧事故後の検証)

2 事故防止のための取組み～施設・事業者向け

○発生防止

- (1) 重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項(①睡眠中～窒息リスクの除去の方法、②プール活動・水遊び、③誤嚥(食事中)、④誤嚥(玩具、小物等)、⑤食物アレルギー～人的エラーを減らす方法の例)
- (2) 職員の資質の向上(①研修や訓練の内容、②研修への参加の促進)
- (3) 緊急時の対応体制の確認 (4) 保護者や地域住民等、関係機関との連絡 (5) 子どもや保護者への安全教育 (6) 設備等の安全確保に関するチェックリスト (7) 事故の発生防止のための体制整備

○再発防止

- (1) 再発防止策の策定 (2) 職員等への周知徹底

3 事故防止のための取組み～地方自治体向け

○発生防止

- (1) 自治体と施設・事業者との連携整備及び事故発生時の対応のための体制整備
- (2) 職員の資質向上 (3) 指導監査等の実施 (4) 施設・事業者への周知と取組の推進

○再発防止

- (1) 当該地方自治体で実施した事故後の検証結果と再発防止策の周知
- (2) 検証結果等を踏まえた指導監査等

認可外保育施設の届出について

I 届出書の提出が必要な認可外保育施設

施設の設置者は、児童福祉法第59条の2の規定により事業の開始の日から1月以内に「認可外保育施設設置届出書」を提出しなくてはなりません。

【届出対象施設の種別】

① 夜間保育施設

午後8時から午前7時までの全部又は一部の時間帯に開設しているもの。24時間開設しているものも含む。

② 一時預かり施設

午前7時から午後8時までの全部又は一部の時間帯に開設しているもので、利用者の半数以上が一時預かり事業であるもの。（一時預かり＝月極等の継続的な利用形態でないもの。）

③ 居宅訪問型保育施設

乳児・幼児の自宅において保育を行うもの。

④ 事業所内保育施設

事業主が雇用する労働者の児童を預かる施設又は保育を委託する施設。

⑤ 病院内保育施設

事業所内保育施設のうち、医療機関に設置される施設。

⑥ 幼稚園併設施設

幼稚園における子育て支援活動等と独立して実施しており、余裕教室や敷地内の別の建物など、在園児と区分された専用のスペースで専従の職員による保育が実施されているもの。

⑦ 一般認可外保育施設

上記6つに該当しないもの。（午前7時から午後8時までの全部又は一部の時間帯に開設しているもので、利用者の半数以上が月極等の継続的な利用形態にあるものなど。）

2 上記Ⅰ以外の認可外保育施設

上記「Ⅰ届出書の提出が必要な認可外保育施設」以外の施設の設置者は、「認可外保育施設設置報告書」を提出してください。

【上記Ⅰ以外の施設の種別】

① 店舗内保育施設

店舗その他の事業所において、商品の販売または役務の提供を行う事業者が、商品の販売または役務の提供を行う間に限り、その顧客の児童を保育することを目的として設置する施設。

② 親族間等の預かり合い

設置者の4親等内の親族またはこれに準ずる密接な人的関係を有するものを対象とするもの。

③ 臨時設置保育施設

半年を限度として臨時に設置されるもの。

④ 保育機能施設

認定こども園法第3条第3項に規定する連携施設（幼稚園型認定こども園）を構成する保育機能施設。

企業主導型保育事業について

平成28年度に新設された制度。

- ・ 企業主導型の事業所内保育事業を主軸として、運営費や施設整備については、子ども・子育て支援新制度の小規模保育事業等の公定価格に準じた支援が行われる。
- ・ 当該事業を行うには、県への届出が必要。
- ・ 利用対象者は、自社等の従業員が利用する『従業員枠』、地域の住民等が利用する『地域枠』を設けて運営することが可能。

3 届出方法等

所定の「認可外保育施設設置届出書」または「認可外保育施設設置報告書」に必要事項を記入の上、施設の所在する市役所や町村役場に提出してください。

※ 届出書、報告書は群馬県ホームページからダウンロードできます。

令和7年度に係る連絡事項について

1 令和7年度認可外保育施設の運営状況報告について

例年のお願いとなりますが、今年も運営状況報告書を提出していただく時期となりました。
近日中に提出依頼の通知をメールで発出しますので、期限内の提出にご協力をお願いします。

2 メールアドレスの報告について

今年度、施設あての通知や連絡は、原則メールで送付します。

・ これまで県からの通知を紙媒体で受領していた施設

・ 最近、県からのメールが届いていない施設

につきましては、メールアドレスの報告をお願いします。※居宅訪問型保育施設も含む
国や県からの通知や補助金の案内など、大切なお知らせを周知しますので、ご協力をお願いします。

○メールアドレスの報告先

こども・子育て支援課 保育係 (kosodateka◆pref.gunma.lg.jp) ※◆は@に置き換えてください

○報告内容

- ・ 件名は「認可外保育施設のメールアドレス報告(〇〇)」※〇〇は貴施設名を入力してください
- ・ メール本文に、貴施設のメールアドレス(パソコン上で閲覧できるもの)を記載してください
(メールベタうちで構いません)

※既にメールが受信できている施設は報告不要ですが、変更があった場合はご報告ください。

令和7年度資質向上研修実施計画

令和7年度の研修実施計画は以下の通りです。

1. 群馬県教育・保育のキャリアアップ研修

- ・開催回数：集合型 120名定員× 7講座
Eラーニング 200名定員×14講座（7分野×2）
計 3,640名定員、21講座
※1講座5時間×3日間
- ・開催時期：集合型 6～8月頃
Eラーニング 8～11月頃
- ・対象施設：公立 保育所、保育所型認定こども園、特例保育実施施設
私立 保育園、認定こども園（全類型）、幼稚園、地域型保育事業
認可外保育施設
- ・委託先：群馬県社会福祉協議会
- ・募集方法：群馬県社会福祉協議会から施設へメールにて案内

2. 現任保育士・保育教諭等研修

- ・開催時期・回数：新任向け 2日（上期1日、下期1日を想定）
主任向け 1日（例年は下期）
- ・対象施設：保育所、認定こども園（全類型）
- ・委託先：選定中
- ・募集方法：未定（令和6年度は市町村経由）

3. 幼稚園等新規採用教員研修ほか（総合教育センターの研修）

- ・開催回数：講座により異なる
- ・対象施設：幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園
- ・実施主体：県総合教育センター
- ・募集方法：募集終了

4. 教育・保育関係施設長研修会

- ・開催時期・回数：1月頃、半日
- ・対象施設：保育所、認定こども園（全類型）、幼稚園、認可外保育施設
- ・募集方法：市町村経由で案内

5. 子育て支援員研修

- ・開催時期：下期
- ・対象者：地域型保育事業や一時預かり事業等で従事（又は従事を予定）している方
- ・委託先：未定
- ・募集方法：市町村経由で案内

6. 幼児教育・保育のステップアップ研修

- ・開催時期：11月～12月頃（3分野を予定）
- ・対象施設：公立 保育所、保育所型認定こども園、特例保育実施施設
私立 保育園、認定こども園（全類型）、幼稚園、地域型保育事業
認可外保育施設
- ・委託先：群馬県社会福祉協議会
- ・募集方法：群馬県社会福祉協議会から施設へメールにて案内

7. その他

- ・認可外保育施設研修会
- ・教育・保育就職希望者研修（潜在保育士向け研修）

○R7研修スケジュール(予定)

R7.4.25時点

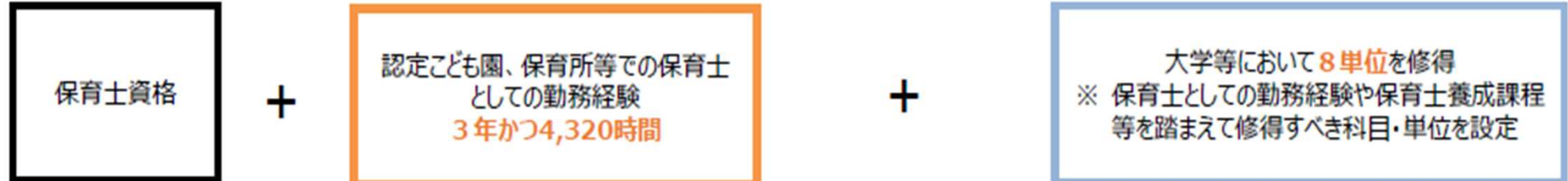
研修名	開催方法等	開催時期	回数	募集人数
1 教育・保育のキャリアアップ研修	第1期 集合研修	6月～8月	7分野＊3回	1分野120名
	第2期 eラーニング	8月～9月	7分野＊3回	1分野200名
	第3期 eラーニング	10月～11月	7分野＊3回	1分野200名
2 現任保育士・保育教諭等研修	前期 新任研修	上期	1講座＊1回	150名
	後期 新任研修	下期	1講座＊1回	150名
	主任研修	下期	1講座＊1回	100名
3 幼稚園教諭等新規採用教員研修	集合研修orオンライン	講座により異なる		
4 施設長研修	集合研修予定	R8.1月予定	1回	300名
5 子育て支援員研修	未定	下期	未定	未定
6 幼児教育・保育のステップアップ研修	集合研修orオンライン	11月～12月	3分野＊1回	未定
7 認可外保育施設研修・再就職希望者研修	集合or動画配信予定	R8.1月～3月	20時間	未定

幼稚園教諭免許・保育士資格の更なる併有促進について

免許・資格の併有促進（現行）

現在、令和11年度末までの特例措置として、保育所、幼稚園、認定こども園等における一定の勤務経験（3年かつ4,320時間以上）を持つ方の免許・資格の取得要件を緩和しています。

【幼稚園教諭免許状】保育士としての勤務経験を評価し、幼稚園教諭免許状の取得に必要な単位数を軽減



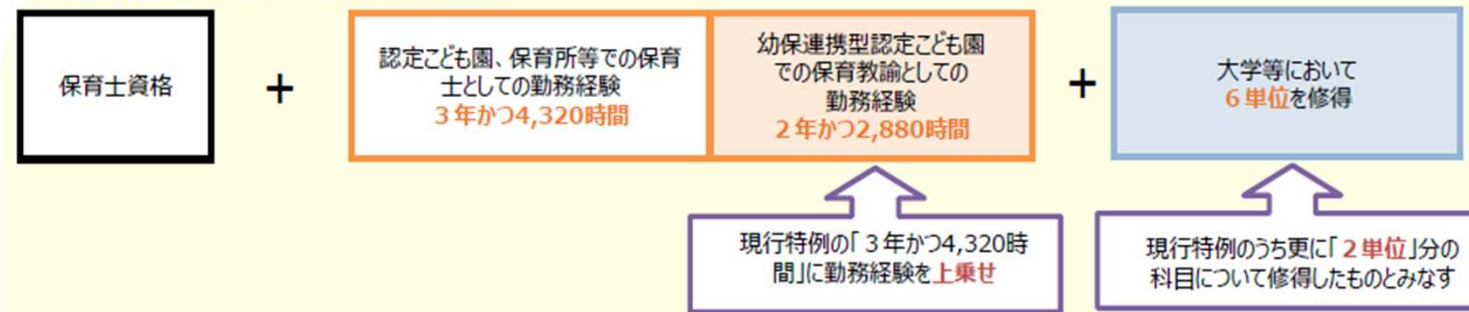
【保育士資格】幼稚園教諭としての勤務経験を評価し、保育士資格の取得に必要な単位数を軽減



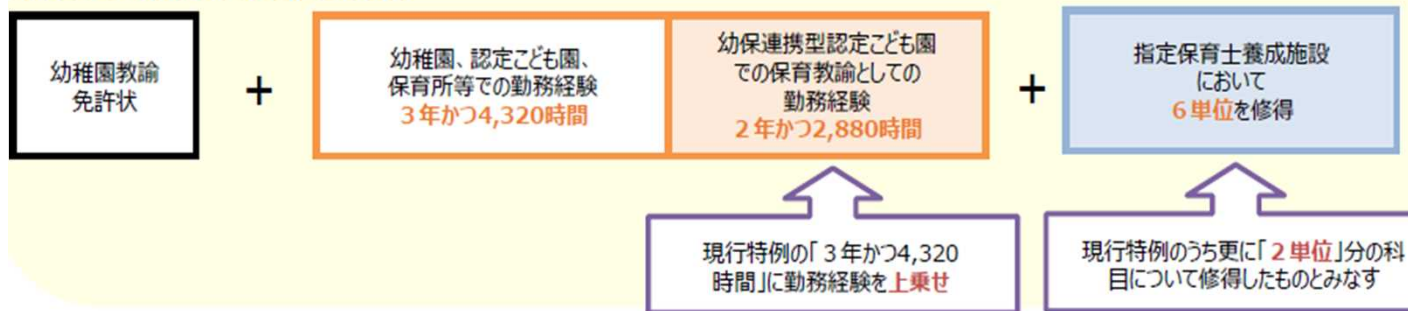
免許・資格の更なる併有促進策（令和5年4月～）

令和5年度から、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度施行後の幼保連携型認定こども園における保育教諭等（助保育教諭を含む。）としての一定の勤務経験（2年かつ2,880時間以上）を持つ方については、大学や指定保育士養成施設等で修得すべき8単位のうち2単位を修得したものとみなす新たな特例が措置されました。

【幼稚園教諭免許状授与の更なる特例】



【保育士資格取得の更なる特例】



幼保連携型認定こども園の保育教諭等は幼稚園免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有することが原則となっています。計画的な免許・資格の取得をお願いいたします。

参考

文部科学省HP：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/1339596.htm

こども家庭庁HP：<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/hoikushi-shikaku-tokurei>

地域子ども・子育て支援事業について

群馬県子ども・子育て支援課 子育て支援係

1 令和7年度の主な改正点

- (1) 令和6年子ども・子育て支援法改正に伴い、地域子ども・子育て支援事業において妊婦等包括相談支援事業、乳児等通園支援事業、産後ケア事業を新たに実施。

① 妊婦等包括相談支援事業

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や、継続的な情報発信を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る。

② 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付。0歳6か月から満3歳未満で保育所等に通っていないこどもが対象となる。

※令和7年度に限り地域子ども・子育て支援事業で実施され、令和8年度から新たな給付として全市町村で実施。

③ 産後ケア事業

出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う。令和7年度から地域子ども・子育て支援事業で実施するとともに、受け入れに追加の人員配置が必要とあるきょうだい、生後4ヶ月以降の児を預かった際の加算措置や、安全対策の充実のため、宿泊型の夜間の助産師等の2人以上の人員配置について加算措置を創設する。

(2) 利用者支援事業

妊婦等包括相談支援事業に要する費用の補助を行うため、利用者支援事業(基本型・特定型・こども家庭センター型)に新たに「妊婦等包括相談支援事業型」を設ける。妊婦等包括相談支援事業の実施に当たっては、こども家庭センターの面談対応件数等、業務量に応じた補助単価の設定を行う。

(3) 地域子育て支援拠点事業

子育て親子等がより身近な場所で交流等を行えるようにするため、専用施設での実施だけでなく、賃貸物件において事業を実施する拠点に対する賃借料補助加算を創設する。

(4) 一時預かり事業

一時預かり事業(幼稚園型)について、職員配置基準の改正に伴う単価の見直しを行うとともに、特別な支援を要する児童分単価の見直しを行う。

(5) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

性加害防止対策に資する取り組みとして、講習・広報啓発等を実施した場合の加算を創設する。

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）について

群馬県こども・子育て支援課子育て支援係

1 放課後児童対策関係予算（令和7年度の主な改正点等）

（1）夏季休業期間中における放課後児童クラブの開所支援【拡充】

○放課後児童健全育成事業（運営費）

既存の放課後児童健全育成事業所が小学校の夏季休業期間中に同一市町村域内に所在する本体の事業所外の分室において、一時的に放課後児童健全育成事業を実施する場合に必要な運営費等の補助を行う。

【補助基準額案】分室に設置する1支援の単位当たり747千円（年額）

○放課後子ども環境整備事業（放課後児童クラブ環境改善事業）

上記に基づく放課後児童健全育成事業を実施するために必要な開設準備経費の補助を行う。

【補助基準額案】分室に設置する1支援の単位当たり600千円（年額）

（2）長時間開所加算（平日分）の要件変更【拡充】

保育所の開所時間を踏まえ、遅い時間まで開所する放課後児童クラブを支援するため、長時間開所加算（平日分）の要件を見直し、18時半を超えて開所する場合の加算とする。

（見直し前）1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合

（見直し後）18時半を超えて開所する場合

（3）放課後児童クラブ施設整備（子ども・子育て支援施設整備交付金）

・市町村が設置 国1/3<2/3>、県1/3<1/6>、市町村1/3<1/6>

・社福法人等が設置 国2/9<1/2>、県2/9<1/8>、市町村2/9<1/8>、社福法人等1/3<1/4>

※国庫補助率の嵩上げ（<>内の補助率）については、待機児童が発生している市町村等が対象。

※今年度の第3次協議は、国から5月下旬～6月上旬頃に提出依頼があり8月に内示予定。

※来年度に向けた要望は、当初予算所要額調査時（10月頃）に県へ報告が必要。報告がなかったものは、県負担額の予算措置がないため来年度の国への協議は原則不可

2 放課後児童クラブにおける安全確保等

令和7年3月21日付けこ成安第44号及び6教参学第51号こども家庭庁及び文部科学省通知を参照

（1）事故防止について

放課後児童クラブ運営指針において、事故等を防止するための室内外の毎日の点検や必要な設備の補修、事故等の発生時のマニュアル作成等、こどもが安全に過ごせるために放課後児童クラブとして実施すべき事項が規定されているので、引き続き安全への意識の喚起や取組への指導を実施すること。また、放課後児童クラブへの児童の来所・帰宅時における児童の安全確保にも努めること。

①報告の対象となる重大事故等の範囲

- ・死亡事故
- ・意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）
- ・治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故

※基準により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の保護者等に連絡を行う必要があることを管内放課後児童クラブに周知すること。

②報告様式

別添 1 「教育・保育施設等事故報告書」

③報告期限

国への第 1 報は、原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）、第 2 報は、原則 1 か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて追加の報告を行うこと。

また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、作成され次第報告すること。

④報告のルート

事業者→市町村→県→国

市町村→消費者庁 ※市町村は県と消費者庁の双方へ報告

（２）業務継続計画等について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 159 号）により、放課後児童クラブについても、業務継続計画の策定等が努力義務とされた（令和 5 年 4 月 1 日施行）。

- ・業務継続計画を策定し、職員に対し周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。また、定期的に業務継続計画の見直しを行うこと。
- ・感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練を実施すること。

（３）安全計画の策定について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 159 号）において、安全に関する事項についての計画を各放課後児童クラブにおいて策定することが義務づけられた（令和 5 年 4 月 1 日から 1 年間は努力義務、令和 6 年 4 月 1 日から義務化）。

（４）バス送迎にあたっての安全管理の徹底について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 175 号）において、放課後児童クラブについては、子どもの自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により子どもの所在を確認することが義務づけられた（令和 5 年 4 月 1 日施行）。

※（２）～（４）については、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の改正を踏まえた条例改正の手続き等を進めるとともに、管内放課後児童クラブに周知すること。

（５）放課後児童クラブにおける虐待等の不適切な行為に関する対応について

「放課後児童クラブにおける虐待等の不適切な行為に関する対応について」（令和 5 年 1 月 23 日付け厚生労働省事務連絡）において、虐待等の適切な行為の防止や、虐待等の不適切な行為が疑

われる事案が発生した場合の対応等について示されている。

引き続き、放課後児童クラブにおける子どもへの支援が適切に行われるよう管内放課後児童クラブへの注意喚起をすること。

3 放課後児童支援員等の人材確保等

(1) 放課後児童支援員等研修について

- ・放課後児童支援員認定資格研修については2～3会場、放課後支援員等資質向上研修については、1会場及びオンラインにより実施予定（実施時期、実施方法、定員等は検討中）。
- ・例年と同様に、各市町村を通じて受講者の推薦等の受付をお願いしたい。

(2) 放課後児童支援員等の処遇改善について

放課後児童支援員等の人材確保に向けては、処遇の向上が重要であることから、各処遇改善事業を積極的に活用し、放課後児童支援員等の処遇改善に取り組むこと。

- ・放課後児童支援員等処遇改善等事業
(H26～処遇改善に取り組むとともに18時半を超えて事業を行う者に対して賃金改善)
- ・放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業
(H29～勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善)
- ・放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）
(R4～収入を3%程度（月額9,000円）引き上げる）

<参照資料> 令和7年度こども家庭庁当初予算案（参考資料）（令和7年1月10日更新版）

令和7年度予算案 1,296億円 (1,398億円)

<子ども・子育て支援交付金> 令和7年度予算案 1,174億円 (1,223億円)
 <子ども・子育て支援施設整備交付金> 令和7年度予算案 87億円 (143億円)
 <こども政策推進事業費補助金(放課後関係)> 令和7年度予算案 25億円の内数 (22億円の内数)
 <保育対策総合支援事業費補助金(放課後関係)> 令和7年度予算案 10億円の内数 (11億円の内数)

事業の目的

- 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るために要する運営費及び施設整備費に対する補助。
- 実施主体：市町村（特別区を含む） ※市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができる

1. 運営費等（子ども・子育て支援交付金により実施）

（1）放課後児童健全育成事業（運営費）

放課後児童クラブの運営に必要な経費に対する補助

○運営費（基本分）の負担の考え方

保護者 1/2	国1/6 ※	1/3	※国(1/6)は事業主拠出金財源
	都道府県1/6	1/3	
	市町村1/6	1/3	

（2）放課後子ども環境整備事業

既存施設を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するための改修等に必要な経費に対する補助

（3）放課後児童クラブ支援事業

①障害児受入推進事業

障害児を受け入れた場合の加配職員の配置等に必要な経費に対する補助

②運営支援事業

待機児童が存在している地域等において、アパート等を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するために必要な賃借料等に対する補助

③送迎支援事業

放課後児童クラブへの移動や帰宅する際の送迎支援に必要な経費に対する補助

（4）放課後児童支援員の処遇改善

①放課後児童支援員等処遇改善等事業

18半を超えて開所するクラブにおける放課後児童支援員等の処遇改善に必要な経費に対する補助

②放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

放課後児童支援員の勤続年数や研修実績等に応じた処遇改善に必要な経費に対する補助

③放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）

収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置に係る補助

（5）障害児受入強化推進事業

（3）の①に加え、障害児を3人以上受け入れた場合の加配職員及び医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員の配置等に必要な経費に対する補助

（6）小規模放課後児童クラブ支援事業

一の支援の単位を構成する児童の数が19人以下の小規模な放課後児童クラブに複数の放課後児童支援員等の配置をするために必要な経費に対する補助

（7）放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業

要支援児童等（要支援児童、要保護児童及びその保護者）に対応する専門的知識等を有する職員の配置に必要な経費に対する補助

（8）放課後児童クラブ育成支援体制強化事業

遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等の経費に対する補助

（9）放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業

第三者評価機関による評価を受審するために必要な経費に対する補助

（10）放課後児童クラブ利用調整支援事業

放課後児童クラブを利用できなかった児童等について、当該児童のニーズにあった放課後に利用可能な施設等の利用のあっせん等を行う職員の配置に必要な経費に対する補助

2. 施設整備等（子ども・子育て支援施設整備交付金により実施）

放課後児童クラブの施設整備に必要な経費に対する補助

- 公立の場合
（高上げ前）国 1 / 3、都道府県 1 / 3、市町村 1 / 3
（高上げ後）国 2 / 3、都道府県 1 / 6、市町村 1 / 6
- 民立の場合
（高上げ前）国 2 / 9、都道府県 2 / 9、市町村 2 / 9、社会福祉法人等 1 / 3
（高上げ後）国 1 / 2、都道府県 1 / 8、市町村 1 / 8、社会福祉法人等 1 / 4
※国庫補助率の高上げについては、待機児童が発生している市町村等が対象。

4. その他（保育対策総合支援事業費補助金により実施）

こどもの居場所の確保

（1）放課後居場所緊急対策事業

待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上の市町村における放課後児童クラブを利用できない児童を対象に、児童館や小学校等の既存の社会資源を活用し、放課後等に安全で安心なこどもの居場所を提供する。

（2）小規模多機能・放課後児童支援事業

地域の実情に応じた放課後のこどもの居場所を提供するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所などを組み合わせた小規模・多機能の放課後児童支援を行う。

3. 研修関係（こども政策推進事業費補助金により実施）

（1）放課後児童支援員認定資格研修事業

放課後児童支援員として認定されるために修了が義務づけられている研修を実施するために必要な経費に対する補助

（2）放課後児童支援員等資質向上研修事業

現任職員向けの研修を実施するために必要な経費に対する補助

育成支援の内容の質の向上 ※両事業は、保育士関連の事業と連動して実施

（1）放課後児童クラブ巡回アドバイザーの配置

利用児童の安全確保や、こどもの自主性、社会性等のより一層の向上が図られるよう、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市町村等に配置する。

（2）放課後児童クラブの人材確保支援

放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育士・保育所支援センターにおいて、求人情報の提供や事業者とのマッチングを行う。また、同センター等と連携し、市町村において就職相談等の支援を行う。

5. 令和7年度予算における拡充内容（子ども・子育て支援交付金により実施）

① 夏季休業期間中における放課後児童クラブの開所支援【拡充】

○放課後児童健全育成事業（運営費）

既存の放課後児童健全育成事業所が小学校の夏季休業期間中に同一市町村域内に所在する本体の事業所外の分室において、一時的に放課後児童健全育成事業を実施する場合に必要な運営費等の補助を行う。

【補助基準額案】分室に設置する1支援の単位当たり 747千円（年額）

○放課後子ども環境整備事業（放課後児童クラブ環境改善事業）

上記に基づく放課後児童健全育成事業を実施するために必要な開設準備経費の補助を行う。

【補助基準額案】分室に設置する1支援の単位当たり 600千円（年額）

② 長時間開所加算（平日分）の要件変更【拡充】

保育所の開所時間を踏まえ、遅い時間まで開所する放課後児童クラブを支援するため、長時間開所加算（平日分）の要件を見直し、18時半を超えて開所する場合の加算とする。

（見直し前）1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合

（見直し後）18時半を超えて開所する場合

こ 成 安 第 44 号
6 教 参 学 第 51 号
令 和 7 年 3 月 21 日

各都道府県・指定都市・中核市保育主管部(局)長
各都道府県・指定都市・中核市児童福祉主管部(局)長
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園担当課長
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市
認可外保育施設担当課(室)長
各都道府県・指定都市・中核市子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業)担当課長
各都道府県・市町村・特別区母子保健主管部(局)長
各都道府県等教育委員会学校安全担当課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く国立大学法人担当課長

殿

こども家庭庁成育局安全対策課長
こども家庭庁成育局保育政策課長
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室長
こども家庭庁成育局成育環境課長
こども家庭庁成育局母子保健課長
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長

教育・保育施設等における事故の報告等について

子ども・子育て支援新制度においては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）に基づき、放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）に基づき、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合における市町村（特別区を含む。以下同じ。）、家族等に対する連絡等の措置を講ずることとされている。

また、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令 123 号）が施行されたことに伴い、子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業及び認可外保育施設については、事故の発生及び再発防止に関する努力義務や事故が発生した場合における都道府県への報告義務が課されたところである。加えて、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行

に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和 5 年内閣府令第 72 号）が令和 6 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、既存の教育・保育施設等と同様に子育て世帯訪問支援事業については都道府県、児童育成支援拠点事業については市町村への報告義務が課されることとなった。

教育・保育施設等において事故が発生した場合の対応については、「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」の中間とりまとめ（別紙参照）、「学校事故対応に関する指針」（平成 28 年 3 月 31 日付け、27 文科初第 1785 号）及び児童福祉法施行規則改正等を踏まえ、「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和 6 年 3 月 22 日付け、こ成安第 36 号・5 教参学第 39 号、以下「旧通知」という。）に基づき運用してきた。

今般、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）の施行により、令和 7 年度に限り、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が地域子ども・子育て支援事業に位置付けられるほか、令和 7 年度から、産後ケア事業が地域子ども・子育て支援事業に位置付けられることから、新たに乳児等通園支援事業及び産後ケア事業について、重大事故としての報告をお願いしたく、下記のとおり通知するので、御了知の上、管内の市町村、関係機関及び施設・事業者等に対して周知いただくとともに、その運用に遺漏のないようお願いする。

本通知については、令和 7 年 4 月 1 日から運用するので、本通知の運用開始に伴い、旧通知は廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える。

記

1. 事故が発生した場合の報告について

特定教育・保育施設、幼稚園（特定教育・保育施設でないもの。）、特定地域型保育事業、延長保育事業及び放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）、学校事故対応に関する指針（平成 28 年 3 月 31 日付け、27 文科初第 1785 号）及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）により、事故が発生した場合には速やかに指導監督権限を持つ自治体、こどもの家族等に連絡を行うこと。

子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（以下「ファミリー・サポート・センター事業」という。）、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び認可外保育施設については、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）により、事故が発生した場合には

事業に関する指導監督権限を持つ自治体への報告等を行うこと。

また、乳児等通園支援事業については、事故が発生した場合には事業に関する指導監督権限を持つ自治体への報告等を行い、産後ケア事業については、委託先で事故が発生した場合には委託元の自治体への報告等を行うこと。

このうち重大事故については、事故の再発防止のための事後的な検証に資するよう、施設・事業者から報告を求めるとともに、以下の2から7までに定めるところにより、都道府県等を経由して国へ報告を行うこと。

2. 重大事故としての報告の対象となる施設・事業の範囲

- (1) 特定教育・保育施設
- (2) 幼稚園（特定教育・保育施設でないもの。）
- (3) 特別支援学校幼稚部
- (4) 特定地域型保育事業
- (5) 延長保育事業
- (6) 放課後児童クラブ
- (7) 子育て短期支援事業
- (8) 一時預かり事業
- (9) 病児保育事業
- (10) ファミリー・サポート・センター事業
- (11) 子育て世帯訪問支援事業
- (12) 児童育成支援拠点事業
- (13) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- (14) 産後ケア事業
- (15) 認可外保育施設

3. 報告の対象となる重大事故の範囲

- (1) 死亡事故
- (2) 意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）
- (3) 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故

4. 報告様式

別添1「教育・保育施設等事故報告書」のとおり

なお、データベース掲載用シートについては、自治体において記載すること。

5. 報告期限

国への第1報は、原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）、第2報は、原則1か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて追加の報告を行うこと。

また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、作成され次第報告す

ること。

6. 報告要領

別添2「報告ルート」のとおり

- (1) 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、延長保育事業、放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター事業、児童育成支援拠点事業、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）及び産後ケア事業

施設又は事業者から市町村へ報告を行い、市町村は都道府県へ報告すること。また、都道府県は国へ報告を行うこと。

- (2) 幼稚園（特定教育・保育施設でないものに限る。）及び特別支援学校幼稚部（幼稚園について）

施設から各自治体等の実態に合わせて市区町村あるいは都道府県・指定都市、国立大学法人等へ報告することとし、市区町村あるいは都道府県・指定都市、国立大学法人等は国へ報告を行うこと。

- (3) 特別支援学校幼稚部（特別支援学校幼稚部について）

施設から設置者へ報告することとし、設置者は国へ報告を行うこと。なお、市町村（指定都市を除く。）については、都道府県を経由すること。

- (4) 子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て世帯訪問支援事業

市町村からの委託等により事業を実施している事業者については、事業者から市町村へ報告を行うこと。

市町村（指定都市、中核市又は児童相談所設置市を除く。）は都道府県へ報告し、都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市を含む。）は国へ報告を行うこと。

上記以外の場合には、事業者から都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市の区域内に所在する事業者については、当該指定都市、中核市又は児童相談所設置市）へ報告し、都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市を含む。）は国へ報告を行うこと。

- (5) 認可外保育施設

施設から都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市の区域内に所在する施設については、当該指定都市、中核市又は児童相談所設置市）へ報告し、都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市を含む。）は国へ報告を行うこと。

また、都道府県はその内容を当該施設の所在地の市町村長に通知すること。

なお、企業主導型保育施設からは、上記の都道府県のほか、企業主導型保育事業の実施機関である公益財団法人児童育成協会にも通知すること。

7. 国の報告先

(1) 6により国へ報告を行うこととされている都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市を含む。）は、別添1「教育・保育施設等事故報告書」により、各施設・事業の所管省庁であるこども家庭庁又は文部科学省へ報告すること。

ア 幼稚園及び幼稚園型認定こども園

- 文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係
・TEL：03-5253-4111(内線 2966)
・MAIL：anzen@mext.go.jp
- 文部科学省初等中等教育局幼児教育課
・MAIL：youji@mext.go.jp

イ 特別支援学校幼稚部

- 文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係
・TEL：03-5253-4111(内線 2966)
・MAIL：anzen@mext.go.jp
- 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
・MAIL：toku-sidou@mext.go.jp

ウ 特定教育・保育施設（幼稚園、幼稚園型認定こども園を除く。）、特定地域型保育事業、一時預かり事業（幼稚園又は幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。）、病児保育事業（幼稚園又は幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。）及び認可外保育施設（企業主導型保育施設を含む。）

- こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係
・TEL：03-6858-0133
・MAIL：ninkagaihoikushisetsu.shidou@cfa.go.jp

エ 放課後児童クラブ

- こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係
・TEL：03-6861-0303
・MAIL：seiikukankyou.kenzen@cfa.go.jp

オ 子育て短期支援事業、子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業

- こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係
・TEL：03-6861-0224
・MAIL：seiikukankyou.katei@cfa.go.jp

カ ファミリー・サポート・センター事業

- こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係
・TEL：03-6861-0519
・MAIL：seiikukankyou.kosodate@cfa.go.jp

キ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

- こども家庭庁成育局保育政策課地域支援係
- ・ TEL : 03-6858-0078
- ・ MAIL : hoikuseisaku.newkyuufu@cfa.go.jp

ク 産後ケア事業

- こども家庭庁成育局母子保健課母子保健係
- ・ TEL : 03-6862-0413
- ・ MAIL : boshihoken.kakari@cfa.go.jp

ケ その他、事故の報告等の制度全般

- こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係
- ・ TEL : 03-6858-0183
- ・ MAIL : anzentaisaku.jikotaiou@cfa.go.jp

(2) 施設・事業者から報告を受けた市町村又は都道府県は、都道府県又は国への報告とともに、別添1「教育・保育施設等事故報告書」により、消費者庁消費者安全課に報告（消費者安全法に基づく通知）を行うこと。

なお、第1報のみではなく、第2報以降も報告すること。

- 消費者庁消費者安全課
- ・ TEL : 03-3507-9201
- ・ MAIL : i.syouhisya.anzen@caa.go.jp

8. 公表等

都道府県・市町村は、報告があった事故について、類似事故の再発防止のため、事案に応じて公表を行うとともに、事故が発生した要因や再発防止策等について、管内の施設・事業者等へ情報提供すること。

併せて、再発防止策についての好事例は、こども家庭庁又は文部科学省へそれぞれ情報提供すること。

なお、公表等に当たっては、保護者の意向や個人情報保護の観点に十分に配慮すること。

また、6により報告された情報については、全体としてこども家庭庁において集約の上、事故の再発防止に資すると認められる情報について、公表するものとする。

【別紙】

「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」
中間取りまとめについて（平成 26 年 11 月 28 日）抜粋

事故が発生した場合には、省令等に基づき施設・事業者から市町村又は都道府県に報告することとされており、適切な運用が必要である。

このうち重大事故については、事故の再発防止のための事後的な検証に資するよう、施設・事業者から報告を求めるとともに、都道府県を経由して国へ報告を求めることが必要である（なお、事後的な検証の対象範囲については、死亡・意識不明のケース以外は今後検討が必要）。

さらに、重大事故以外の事故についても、例えば医療機関を受診した負傷及び疾病も対象とし、市町村が幅広く事故情報について把握することが望ましいという意見もある。

一方、自治体の限られた事務処理体制の中で、効果的・効率的な事故対応により質の確保を図るという観点も考慮すべきとの意見もある。

これらの意見も踏まえ、重大事故以外の事故についても、一定の範囲においては自治体に把握されるべきという考え方を前提として、どこまでの範囲で施設・事業者から報告を求めるべきかについては、各自治体の実情も踏まえ、適切な運用がなされるべきである。

【問合せ先】

- **事故の報告全般に関すること**
こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係
TEL : 03-6858-0183
- **保育所及び認定こども園（幼稚園型を除く）に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第一係
TEL : 03-6858-0058
- **特定地域型保育事業に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第二係
TEL : 03-6858-0058
- **幼稚園、特別支援学校及び認定こども園（幼稚園型）に関する
こと**
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室学校安全係
TEL : 03-6734-2966
- **延長保育事業に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課待機児童対策係
TEL : 03-6858-0048
- **放課後児童クラブに関すること**
こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係
TEL : 03-6861-0303
- **子育て短期支援事業、子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支
援拠点事業に関すること**
こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係
TEL : 03-6861-0224
- **一時預かり事業及び乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制
度）に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課地域支援係
TEL : 03-6858-0078
- **病児保育事業に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課保育医療対策係
TEL : 03-6858-0056
- **ファミリー・サポート・センター事業に関すること**
こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係
TEL : 03-6861-0519
- **産後ケア事業に関すること**
こども家庭庁成育局母子保健課母子保健係
TEL : 03-6862-0413
- **認可外保育施設（全類型）に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係
TEL : 03-6858-0133

事 務 連 絡
令和4年12月23日

各
都 道 府 県
指 定 都 市
中 核 市
児童相談所設置市
児童福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省子ども家庭局総務課
厚生労働省子ども家庭局保育課
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
厚生労働省子ども家庭局母子保健課

児童福祉施設等における業務継続計画等について

令和4年11月30日に、児童福祉施設の設備運営基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第92号。以下「改正省令」という。）が公布され、令和5年4月1日より施行されます。

改正省令では、児童福祉施設等の感染防止対策・指導監査の在り方に関する研究会報告書（令和4年1月31日とりまとめ。以下「研究会報告書」という。）を踏まえ、児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センターを除く。）、小規模住居型児童養育事業所（①のみ）、家庭的保育事業所等（②のみ）、児童自立生活援助事業所及び放課後児童健全育成事業所（以下「児童福祉施設等」という。）に対して、

- ①業務継続計画を策定し、職員に対し周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。定期的に業務継続計画の見直しを行うこと
 - ②感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練を実施すること
- を努力義務として定めております。

なお、令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において、

- ・業務継続計画を策定するにあたって配慮すべき事項をまとめた業務継続ガイドライ

ン

- ・業務継続ガイドライン等を活用し、業務継続計画の作成や見直しに資する研修動画
- ・感染症対策マニュアル及び研修動画

が作成されており、国においても当該ガイドラインを用いて児童福祉施設等において業務継続計画を策定するためのひな形を作成しておりますので、ご参照ください。また、保育所、家庭的保育事業所等においては、「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」（2022（令和4）年10月一部改訂）もご参照ください。

つきましては、管内の関係団体及び児童福祉施設等に対して周知をお願いするとともに、都道府県におかれましては、管内市区町村に対する周知をお願いいたします。

また、改正省令において、子育て短期支援事業所、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、病児保育事業所及び子育て援助活動支援事業所等については、各事業の性質や実態等に鑑み、改正省令で業務継続計画の策定等の努力義務までは求めておりませんが、業務継続計画の策定等についてご検討されることは望ましく、そうした検討をしている事業所等に対しては、当該ガイドラインや研修動画等の周知をお願いいたします。

なお、児童福祉施設のうち助産施設については、病院、診療所又は助産所に含まれることから、病院等において既に業務継続計画と同様の計画が策定されている場合は、改正省令に基づき、別途業務継続計画を策定する必要はありません。

<送付物>

1. 業務継続ガイドライン
2. 児童福祉施設等における業務継続計画（ひな形）
3. 研修動画（児童福祉施設に係るBCPについて）
4. 感染症対策マニュアル
5. 研修動画（児童福祉施設に係る感染症対策について）

厚生労働省子ども家庭局総務課企画法令係
TEL：03-5253-1111（内線4815）

以上

事 務 連 絡
令和 4 年 12 月 21 日

各 都道府県 民生主管部（局） 御中
市区町村

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

放課後児童クラブ等における安全計画の策定に関する留意事項等について

第 208 回国会で可決・成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号）において、都道府県等が条例で定めることとされている児童福祉施設等の運営に関する基準のうち、「児童の安全の確保」に関するものについては、国が定める基準に従わなければならないこととする改正が行われました。また、令和 4 年 9 月には、静岡県牧之原市において、認定こども園の送迎バスに置き去りにされたこどもが亡くなるという大変痛ましい事案も発生しております。

こうした中、上記改正を受け、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 159 号）」において、放課後児童健全育成事業（以下、「放課後児童クラブ」という。）及び児童館については、令和 5 年 4 月 1 日より安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を各事業所・施設において策定することを義務付ける（令和 5 年 4 月 1 日から 1 年間は努力義務とし、令和 6 年 4 月 1 日から義務化）こととしています。

放課後児童クラブ及び児童館（以下「放課後児童クラブ等」という。）における安全の確保に関する取組については、既に児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく事業として、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「放課後児童クラブ設備運営基準」という。）、放課後児童クラブ運営指針（平成 27 年 3 月 31 日付け雇児発 0331 第 34 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。）において示しており、児童館における安全の確保に関する取組については、既に児童福祉法に基づく児童福祉施設として、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「児童福祉施設設備運営基準」という。）、児童館ガイドライン（平成 30

年10月1日付け子発1001第1号厚生労働省子ども家庭局長通知。)においてお示ししているところですが、今般、安全計画を各放課後児童クラブ等に策定いただくに当たり、既存の取組を踏まえた留意事項等を以下のとおり整理していますので、各都道府県・市区町村の放課後児童クラブ等の担当部局におかれては、当該内容を十分御了知の上、貴管内の放課後児童クラブ等に対して遺漏なく周知していただくようお願いします。

また、今般安全計画の策定が義務づけられていない利用者支援事業所、地域子育て支援拠点事業所及び子育て援助活動支援事業所においても、放課後児童クラブ及び児童館の取組に準じて、各事業所等におけるこどもの安全や確保に向けた取組について留意いただくよう、貴管内の事業所等に対する周知をお願いいたします。

記

【新省令に基づく安全計画策定の規定内容について】

- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号）の規定による改正後の放課後児童クラブ設備運営基準（以下「放課後児童クラブ新省令」という。）及び児童福祉施設設備運営基準（以下「児童福祉施設新省令」という。）に基づき全ての放課後児童クラブ等は、令和5年4月より利用する児童の安全を確保するための取組を計画的に実施するための計画を策定しなければならない。（放課後児童クラブ新省令第6条の2第1項、児童福祉施設新省令第6条の3第1項）
- 安全計画では、放課後児童クラブ等の設備の安全点検の実施に関すること、放課後児童支援員や児童厚生員等の職員（以下「放課後児童クラブ等職員」という。）や利用者等に対し、事業所・施設内での活動はもちろん、遠足等の事業所・施設外の活動時や、放課後児童クラブ等が独自にバス等による送迎サービスを実施している場合におけるバス等での運行時など事業所・施設外での活動、取組等においても、安全確保ができるために行う指導に関すること、安全確保に係る取組等を確実にを行うための放課後児童クラブ等職員への研修や訓練に関することなどを計画的に行うためのものであることが求められる。
（放課後児童クラブ新省令第6条の2第1項、児童福祉施設新省令第6条の3第1項）
- 策定した安全計画について、事業所・施設長や法人の理事長など放課後児童クラブ等の運営を管理すべき立場にある者（以下「事業所長等」という。）は、実際に児童への支援等を行う放課後児童クラブ等職員に周知するとともに、研修や訓練を定期的に行う必要がある。（放課後児童クラブ新省令第

6 条の 2 第 2 項、児童福祉施設新省令第 6 条の 3 第 2 項)

- 放課後児童クラブの運営を管理すべき立場にある者は、利用する児童の保護者に対し、事業所内外における児童の安全に関する連携を図るため、事業所での安全計画に基づく取組の内容等を入所時等の機会において説明を行うなどにより周知しなければならない。(放課後児童クラブ新省令第 6 条の 2 第 3 項)

なお、児童館においても、利用する児童の保護者に対し、施設での安全計画に基づく取組の内容等を利用時等の機会において説明を行うなどにより周知することが望ましい。

- 事業所長等は、PDCA サイクルの観点から、定期的に安全計画の見直しを行うとともに、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。(放課後児童クラブ新省令第 6 条の 2 第 4 項、児童福祉施設新省令第 6 条の 3 第 4 項)

【安全計画の策定について】

- 放課後児童クラブ等は、安全確保に関する取組を計画的に実施するため、各年度において、当該年度が始まる前に、事業所・施設の設備等の安全点検や、事業所・施設外活動等を含む放課後児童クラブ等での活動、取組等における放課後児童クラブ等職員や児童に対する安全確保のための指導、放課後児童クラブ等職員への各種訓練や研修等の児童の安全確保に関する取組についての年間スケジュール(放課後児童クラブ等の活動安全計画)を定めること(具体的な安全計画のイメージについては、「放課後児童クラブ活動安全計画例」**別添資料 4**、「児童館活動安全計画例」**別添資料 5**などを参考の上で作成すること)
- 安全計画の作成に当たっては、「いつ、何をなすべきか」を「放課後児童クラブ等が行う児童の安全確保に関する取組と実施時期例」**別添資料 6**などを参考に整理し、必要な取組を安全計画に盛り込むこと。
- 以上の一連の対応を実施することをもって放課後児童クラブ等における安全計画の策定を行ったこととする

【児童の安全確保に関する取組について】

- 児童の安全確保のために行うべき取組については、放課後児童クラブ運営指針や児童館ガイドライン等に基づき取組が既になされていることが想定されるものや、保育所保育指針(平成 29 年厚生労働省告示第 117 号)や学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)の規定に基づく安全計画(以下「学校安全計画」という。)の策定などの取組内容等を踏まえ、以下のようなものが考えられる。

なお、当該内容は例示であって、地域や各放課後児童クラブ等の特性に応じ、独自に取り組む安全対策等を行うことを否定するものではない点に留意されたい。

①安全点検について

(1) 施設・設備の安全点検

- ・ 放課後児童クラブ等の設備等（備品、遊具等や防火設備、避難経路等）は定期的¹に安全点検を行うとともに、点検結果について文書として記録した上で、改善すべき点があれば速やかに改善すること。特に、児童の日常の遊びや生活に使用される設備等については、毎日点検し、必要な補修等を行うこと。
- ・ 点検先は、事業所・施設内のみならず、公園など定期的に利用する場所も含むこと。

(2) マニュアルの策定・共有

- ・ 活動時において、児童の動きを把握し、必要な声かけを行うなどの事故防止等に向けた取組について、職員間の役割分担を構築すること。
- ・ 遊具を使用した活動や事業所・施設外の活動等、事故等のリスクが高い場面での職員が気をつけるべき点、役割分担を明確にすること。
- ・ 緊急的な対応が必要な場面（災害、不審者の侵入、火事・ケガ（119 番通報）等）を想定した役割分担の整理と掲示、保護者等への連絡手段の構築、地域や関係機関との協力体制の構築などを行うこと
- ・ これらをマニュアルにより可視化し、放課後児童クラブ等の運営に係る全ての職員に共有すること

②児童・保護者への安全指導等

(1) 児童への安全指導

- ・ 児童の年齢、発達や能力に応じた方法で、児童自身が安全や危険を認識し、災害や事故発生時の約束事や行動の仕方について学習し、習得できるよう援助すること
- ・ 児童館においては、乳幼児の保護者に対して、家庭における安全教育に関する情報提供を行うこと
- ・ 地域の関係機関と連携し、交通安全について学ぶ機会を設けること

¹ 学校安全計画は毎学期 1 回以上（年に 3 回目途）とされている

(2) 保護者等への周知・共有

- ・ 保護者に対し、放課後児童クラブ等において策定した安全計画やマニュアル等の安全に関する取組内容を周知・共有すること。
- ・ 日常生活においても、児童の安全に係るルール・マナーを遵守することや、送迎バスや自転車、公共交通機関で来所・帰宅する児童の保護者には、来所及び帰宅時の安全確保の観点から、交通安全・不審者対応について児童が通所時に確認できる機会を設けてもらうことなど、保護者と連携し、放課後児童クラブ等における活動外においても、児童の事故等の防止につなげること。
- ・ 放課後児童クラブ等において策定した安全計画やマニュアル等の安全に関する取組内容について、必要に応じて地域の関係機関と共有すること。
- ・ また、児童の安全の確保に関して、保護者との円滑な連携が図られるよう、安全計画及び放課後児童クラブ等が行う安全に関する取組の内容について、公表しておくことが望ましいこと。

③実践的な訓練や研修の実施

- ・ 避難訓練は、地震・火災だけでなく、地域特性に応じた様々な災害を想定して行うこと。
- ・ 救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペン®の使用等）の実技講習を定期的に受け、放課後児童クラブ等内でも訓練を行うこと
- ・ 不審者の侵入を想定した実践的な訓練や119番の通報訓練を行うこと
- ・ 自治体が行う研修・訓練やオンラインで共有されている事故予防に資する研修動画などを活用した研修を含め、研修や訓練は放課後児童クラブ等の運営に係る全ての職員が受講すること
- ・ 災害等の発生に備え、定期的な実践的な訓練や、研修を行うこと

④再発防止の徹底

- ・ ヒヤリ・ハット事例の収集及び要因の分析を行い、必要な対策を講じること
- ・ 事故が発生した場合、原因等を分析し、再発防止策を講じるとともに、①（1）の点検実施箇所や①（2）のマニュアルに反映した上で、職員間の共有を図ること

【安全確保に関する取組を行うに当たっての留意事項】

- 遊具を使用した活動や事業所・施設外の活動等、事故等のリスクが高い場面での対応を含む事業所・施設内外での事故等を防止するための、職員の役割分

担等を定めるマニュアルや、緊急的な対応が必要な場面（災害、不審者侵入等）時における職員の役割分担や保護者への連絡手段等を定めるマニュアルの策定が不十分である場合は、速やかに策定・見直しを行うこと

- 事業所・施設内活動時はもちろん、遠足等の事業所・施設外活動時においては特に、常に児童の行動の把握に努め、職員間の役割分担を確認し、見失うことなどがないうよう留意すること

- 児童を取り巻く多様な危険を的確に捉え、その発達の段階や地域特性に応じた取組を継続的に着実に実施する必要があること。例えば、災害については、地震、風水害、火災に留まらず、土砂災害、津波、火山活動による災害、原子力災害などを含め、地域の実情に応じて適切な対応に努められたいこと

- 放課後児童クラブ等において、独自にバス等による送迎サービスを実施している場合についても、放課後児童クラブ等が実施し、提供するサービスである以上は、活動時間外であるとしても、常に児童の行動の把握に努め、職員間の役割分担を確認し、児童の見落としなどがないうよう対応が必要であること

このため、①点呼による乗降時の児童の人数確認、②車を離れる前に、最後列の椅子の下まで見落としがないか確認、複数の人の目による確認（ダブルチェックの徹底）等を徹底すること

また、令和5年4月より、放課後児童クラブ等において送迎用バスを運行するときは置き去り防止への対応として、点呼等による確認を義務づけることとしており、別途示す内容に沿って適切に対応すること

- 都道府県、指定都市、中核市は、児童福祉施設新省令の規定に基づき児童館が安全計画を策定し、当該計画に基づく安全確保のための取組を行っているかを指導・監査する必要があるが、当該指導・監査は、「児童福祉行政指導監査の実施について」（平成12年児発第471号厚生省児童家庭局長通知）の別紙1「児童福祉行政指導監査事項」における2 施設指導監査事項（2）児童福祉施設事項の第1の1の着眼点の欄中「児童入所施設」の「（5）子どもの生命を守り、安全を確保するために、事件や事故防止、健康管理に関して必要な措置が講じられているか。」の規定に基づき実施すること。

- 別添資料 1 児童福祉法関連 参照条文
別添資料 2 子ども・子育て支援法関連 参照条文
別添資料 3 学校保健安全法関連 参照条文
別添資料 4 放課後児童クラブ安全計画例
別添資料 5 児童館安全計画例
別添資料 6 放課後児童クラブ等が行う児童の安全確保に関する取組と実施
時期例

以上

○本件についての問合せ先

(放課後児童クラブ・児童館)

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課健全育成係

TEL : 03-5253-1111 (内線4966、4845)

FAX : 03-3595-2749

E-mail : clubsenmon@mhlw.go.jp

(利用者支援事業所、地域子育て支援拠点事業所及び子育て援助
活動支援事業所)

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課子育て支援係

TEL : 03-5253-1111 (内線4965、4859)

FAX : 03-3595-2749

E-mail : kosodateshien@mhlw.go.jp

子 発 1228 第 1 号
障 発 1228 第 4 号
令和4年12月28日

各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 市 長 殿

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令について（通知）

この度、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第175号。以下「改正省令」という。）が公布され、令和5年4月1日より施行されます。本改正の趣旨及び内容は下記のとおりですので、内容を十分御了知の上、貴管内の施設に対して遅滞なく周知をお願いするとともに、各都道府県知事におかれましては、管内市区町村に対して周知し、その運用に遺漏のないよう配意願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第一 改正の趣旨

令和4年9月に静岡県牧之原市の幼保連携型認定こども園において、送迎用バスに園児が置き去りにされ、亡くなる事案が起きたことを受け、こども政策担当大臣を議長とする関係府省会議が開催され、幼児等の所在確認と安全装置の装備の義務付けを含む「こどものバス送迎・安全徹底プラン」が10月に取りまとめられた。

これを受け、都道府県が条例で児童福祉施設、家庭的保育事業所等及び障害児通所支援事業所の運営に関する基準を定めるに際し、従わなければならない国の基準（児童福

祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 16 号）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号））にバス送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定を加える改正を行うものである。

また、上記の施設又は事業所以外のものであって、児童等を入所等させる施設及び事業所のうち、厚生労働省令において運営等に関する基準が定められている放課後児童健全育成事業所についても、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）において、バス送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定を加える改正を行うものである。

第二 改正の内容

1 本則

改正省令により、以下 2 点を義務付ける。

- ① 園児等の通園や園外活動等のために自動車を運行する場合、園児等の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により園児の所在を確認すること。
- ② 通園用の自動車を運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の園児等の見落としを防止する装置を装備し、当該装置を用いて、降車時の①の所在確認をすること。

上記①、②の義務付けの対象となる施設等は以下のとおりである。

義務付け 事項①	児童福祉施設（助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。）、指定障害児入所施設、地域型保育事業所、指定障害児通所支援事業所及び放課後児童健全育成事業所
義務付け 事項②	保育所、地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業所を除く。）、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを含む。）及び放課後等 デイサービス事業所

2 附則

（1） 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日とする。

（2） 経過措置

1 ②の規定については経過措置を設け、ブザーその他の車内の園児の見落としを防止する装置を備えることが困難である場合は、令和6年3月31日までの間、車内の園児の所在の見落としを防止するための代替的な措置を講ずることとして差し支えないこととする。

第三 留意事項

1 所在確認

第二1①の所在確認は、送迎用バスの運行に限らず、園外活動ほか園児等の移動のために自動車を運行するすべての場合が対象となる。

2 安全装置に係る義務付けの対象となる自動車

通園を目的とした自動車のうち、座席（※）が2列以下の自動車を除く全ての自動車が原則として安全装置に係る義務付けの対象となる。

なお、座席が2列以下の自動車と同様に義務付けから除外される「その他利用の態様を勘案してこれと同程度に園児の見落としのおそれが少ないと認められるもの」については、例えば、座席が3列以上あるものの、園児が確実に3列目以降を使用できないように園児が確実に通過できない鍵付きの柵を車体に固着させて2列目までと3列目以降を隔絶することなどが考えられるが、安全装置が義務付けられる経緯・趣旨に鑑み、その判断は十分慎重に行うこと。

（※）「座席」には、車椅子を使用する園児が当該車椅子に乗ったまま乗車するためのスペースを含む。

3 装備すべき安全装置

「ブザーその他の車内の園児の見落としを防止する装置」は、国土交通省が12月20日に策定・公表した「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合するものであることが求められること。なお、本ガイドラインに適合する装置については、今後、内閣府において、国土交通省と連携し、一覧化したリストを作成・公表する予定であり、当該リストを参考に選定することが可能であること。

4 実効性の確保

改正省令の対象となる各施設の設置者が、本義務付けに違反した場合は、児童福祉法第 45 条等の規定に抵触し、改善勧告等の対象になり得るものであり、改善が見られない場合は、同法第 46 条等の規定による事業停止命令及び同法第 61 条の 4 等の罰則の対象になりうること。

5 施行期日

本改正に伴い、各都道府県等においては条例の改正を要するため、施行期日を令和 5 年 4 月 1 日としているが、所在確認は、法令上の直接的な規定の有無にかかわらず、徹底すべきであり、置き去りが生じないよう徹底されたいこと。

6 経過措置

装備すべき安全装置の導入が困難な場合も考えられるため、令和 6 年 3 月 31 日までの間、代替的な措置を講ずることとしているが、本義務付けの新設の趣旨に鑑み、可能な限り令和 5 年 6 月末までに導入するよう努めていただきたい。

なお、経過措置期間内において安全装置の装備がなされるまでの間についても、バス送迎における安全管理を徹底するとともに、例えば、運転席に確認を促すチェックシートを備え付けるとともに、車体後方に園児の所在確認を行ったことを記録する書面を備えるなど、園児が降車した後に運転手等が車内の確認を怠ることがないようにするための所要の代替措置を講ずること。

以上

【問い合わせ先】

＜保育所、地域型保育事業所に関する事＞

厚生労働省子ども家庭局保育課

T E L : 03-5253-1111 (内線 4852, 4853)

E-mail : hoikuka@mhlw.go.jp

＜児童養護施設等に関する事＞

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

T E L : 03-5253-1111 (内線 4867, 4868)

E-mail : kateihukushi@mhlw.go.jp

＜放課後等児童健全育成事業所に関する事＞

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課健全育成係

T E L : 03-5253-1111 (内線 4966, 4845)

E-mail : clubsenmon@mhlw.go.jp

＜児童発達支援事業所等に関する事＞

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

障害児・発達障害者支援室 障害児支援係

T E L : 03-5253-1111 (内線 3037, 3102)

E-mail : shougaijishien@mhlw.go.jp